

第6回原子力に関する倫理研究会 報告書

2006年7月25日開催

2006年9月

社団法人 日本原子力学会
倫理委員会

第6回原子力に関する倫理研究会

日時 : 2006年7月25日(火) 13時30分~17時30分
場所 : 東京大学 生産技術研究所 An棟301号室

<プログラム>

	司会	倫理委員(独) 原子力安全基盤機構	矢野 眞理
13:30-13:35	開会	倫理委員(株) エネテック総研	三好 義洋
13:35-13:45	委員長挨拶	倫理委員会委員長 東北大学名誉教授	北村 正晴
13:45-14:15	日本原子力学会倫理規程について	倫理委員会幹事 東京大学大学院	班目 春樹
14:15-	事例検討: 方法の説明	倫理委員(株) 原子力安全システム研究所	作田 博
	事例検討		参加者全員
	まとめ	倫理委員(株) 原子力安全システム研究所	作田 博
-16:05	休憩		
16:05-16:15	参加者全員によるディスカッション: 学会倫理規程と組織の倫理		
	モデレータ	倫理委員会委員長 東北大学名誉教授	北村 正晴
	パネラー	倫理委員会幹事 東京大学大学院	班目 春樹
	パネラー	倫理委員(株) 原子力安全システム研究所	作田 博
	パネラー	倫理委員(株) 日立製作所	小沢 通裕
17:15-17:25	副委員長挨拶	倫理委員会副委員長 金沢工業大学	大場 恭子
17:25-17:30	閉会	倫理委員(株) エネテック総研	三好 義洋

(社)日本原子力学会 倫理委員会

〒105-0004 東京都港区新橋2-3-7 新橋第二中ビル3F

Tel : 03-3508-1261 Fax : 03-3581-6128

E-mail : atom@aesj.or.jp

URL : <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/index.html>

倫理委員会委員

第3期委員

2006年7月現在

委員長	北村 正晴	東北大学名誉教授
副委員長	大場 恭子	金沢工業大学
幹事	班目 春樹	東京大学大学院
委員	安濃田 良成	(独)日本原子力研究開発機構
委員	石橋 健二	九州大学大学院
委員	小沢 通裕	(株)日立製作所
委員	鐘ヶ江 直道	日本原子力発電(株)
委員	作田 博	(株)原子力安全システム研究所
委員	谷 雅明	東京電力(株)
委員	辻 政俊	経済産業省 原子力安全・保安院
委員	鳥飼 誠之	(財)エネルギー総合工学研究所
委員	中安 文男	福井工業大学
委員	萩原 誠	日本広報学会
委員	三好 義洋	(株)エネテック総研
委員	森 治嗣	東京電力(株)
委員	矢野 眞理	(独)原子力安全基盤機構

目次

				ページ
研究会記録				
開会		倫理委員	矢野 眞理	1
		倫理委員	三好 義洋	
委員長挨拶		倫理委員会委員長	北村 正晴	3
講演	日本原子力学会倫理規程について	倫理委員会幹事	班目 春樹	7
事例検討	方法の説明	倫理委員	作田 博	15
	4グループの発表	参加者	代表	22
	まとめ	倫理委員	作田 博	34
ディスカッション：学会倫理規程と組織の倫理				38
	モデレータ	倫理委員会委員長	北村 正晴	
	パネラー	倫理委員会幹事	班目 春樹	
	パネラー	倫理委員	小沢 通裕	
	パネラー	倫理委員	作田 博	
副委員長挨拶		倫理委員会副委員長	大場 恭子	58
閉会		倫理委員	三好 義洋	62
アンケート				63
実施アンケート				63
回答集計結果				65
参考資料(1)	原子力技術と社会	倫理委員会委員長	北村 正晴	1
(当日使用スライド)	日本原子力学会倫理規程について	倫理委員会幹事	班目 春樹	5
	事例検討	倫理委員	作田 博	20
	事例検討まとめ	倫理委員	作田 博	27
	学会倫理規程と組織の倫理	倫理委員	小沢 通裕	39
	ルールと倫理	倫理委員	作田 博	43
	おわりに	倫理委員会副委員長	大場 恭子	44
参考資料(2)	日本原子力学会倫理規程			参考

研究会記録

開会の挨拶

日本原子力学会 倫理委員 矢野眞理

第6回「原子力に関する倫理研究会」を開催します。

本日は、お忙しい中ご参加頂きまして有難うございます。司会を務めます独立行政法人原子力安全基盤機構の矢野と申します。本日は司会を務める予定の福井工業大学の中安委員が、急遽出席出来なくなったという事で、私が代わりにを務めさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。



それでは、本日の配布資料を確認します。「原子力に関する研究会開催のご案内」「事例検討」の資料、アンケート用紙、それから「技術者の倫理ケースブック」という冊子になります。アンケートは、研究会終了後に回収させていただきますので、よろしく願い致します。

今日はマイクの調子が悪くて聞こえづらいところもあるかと思いますが、聞こえない時は「聞こえない」と言っていただければと思います。

次に、本日のスケジュールを簡単にご紹介します。まず最初に、日本原子力学会の倫理規程についてご紹介し、そのあと、倫理委員会で作成した「技術者の倫理ケースブック」を使いながら、事例検討（ケーススタディ）を行います。そして最後に、「学会倫理規程と組織の倫理」というテーマで、参加者全員によるディスカッションを行いたいと思います。途中10分の休憩を挟み17時30分終了を予定しています。

それでは開会の辞を、本日の研究会を企画した倫理委員の法政大学客員教授の三好委員から、一言お願い致します。

三好でございます。よろしくお願い致します。もともと地声が大きいものですから、マイクは要らないと思いましたが、マイクが私のために壊れてくれまして、非常に役立っていますけれども。

私は純粋に三井物産におりまして、原子力とは関係ない世界にずっと長く勤めていました。かなり



エネルギー関係の分野に携わったものですから、エネルギーの柱であります原子力というものに興味を持ちまして、原子力学会に入り、今は大学でコーポレートおよびガバナンス、コンプライアンス、そういったものを教えています。今回、事務局を務めますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員長のほうからごあいさつを。

委員長挨拶 本研究会開催にあたって

日本原子力学会 倫理委員会委員長 北村正晴

倫理委員会の委員長を務めております東北大学の北村でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

本日は、外はあまり日が照っていないので、「お暑い中」と言うに変かもしれませんが、私は実は非常な暑がりなので、やはり「お暑い中」なのです。同じ方もいらっしゃると思います。今日はどうも有難うございます。



普通のご挨拶だけをするのではなく、なぜ今、倫理を考えなければいけないのかということについて、短時間ですが、ちょっと私見をお話しさせていただきたいと思います。

私自身は、倫理規程を原子力学会が作ろうと始めた当初は、活動にかかわっていませんでした。わざわざ倫理規程などどうして作るのだろうと素朴に思っていた時期もある人間です。それが今、なぜ、倫理委員会の委員長をやらせていただいているかというと、私自身は倫理というものを、社会がうるさいからやむをえず頑張るものとか、面倒くさいけれどもやらないと他所の学会と比べて見劣りするからやるしか無いとか、そういうレベルで捉えては全くいません。やはり技術と社会、とりわけ原子力技術と社会というものをしっかり考えて、新しい関係をどうやって作っていくかと考えた時に、これこそがまさに鍵になるコンセプトではないかと思っていますということです。

ほんのちょっとだけ過去を顧みますと、技術と社会は古くから係わっているわけで、技術リスクと社会の関係では、リスクは当然考慮されていたわけですが、技術開発というものに対する社会の期待が非常に大きかったために、リスクをみんな無視していたわけではないのですけれども、職能集団として技術者集団は保護されていましたし、国家政策とも連携して、非常に強力で世のバックアップを受けていたと思うわけです。

もう一歴史前、それこそエジプト時代もそうでしたが、技術で有名なローマ時代もそうですけれども、最近ですと工業化社会とか東西対立社会というものがさらに原因となって、技術リスクに寛容な社会というものがいつもの状態、常の状態であるというようになっていたと思います。

新技術それ自体への興味もあって寛容さもあつたらうし、言うまでもなく軍事的・経済的メリットが重視されたということもあつたと思います。そういう時代は、技術史をちょっと見てみますと分かりますが、相当大きいリスクにも事後対応で、メリット重視の視点

が圧倒的に支配的だったと思います。それは事実です。

でも、大事なことはその下の赤で書いてあるところで、技術者の多くは過去の社会意識の影響下にとどまっている。つまり、技術が社会から歓迎され、期待されていた、その時代の意識がやはり技術者というものの深層心理にずっと残っていると思っています。それがいけないというのは言い過ぎでしょう。でも、少なくとも過去は技術（テクノロジー）に対するオプティミズム（楽観主義）があったということは色々ところで指摘されていることです。

多分、変化のきっかけは公害問題の顕在化だったかもしれません。また、少し古い時代にレイチェル・カーソンが『沈黙の春』という著作で全地球的な環境問題を鋭く指摘したという歴史もあったでしょう。それから、チャールズ・ペロー（Charles Perrow）という人が、「巨大システムは必ず壊れる。従って原子力は絶対に安全ではない。理論的に証明できる」というようなことを言っている著作も出ました。

でも、多分いちばん影響が大きかったのはウルリッヒ・ベック（Ulrich Beck）というドイツの社会学者・哲学者の意見です。彼が「リスク社会」という観念を提唱して、リスクの影響範囲が拡大していること、加害者と被害者の特定が困難になってきていること、これは大気汚染問題などをお考えいただければすぐ分かると思います。それから、当初想定しなかった災害が、思いもよらず起こってきていること。そういう事例がたくさんある。そうだとすると、科学者・技術者をどう信用していいのだろうかという懸念が、非常に鋭くこの方に指摘されております。

そして、科学的合理性だけではなく、社会的合理性という考え方が重要なのだという指摘もなされてきて、こういう考え方がかなり広い範囲で、技術者ではない方々の心に触れている、非常にアピールしているという実態があると思います。

市民の関心の高まりと専門家主導型の意味決定への不満（異議申し立て）があって、最近では市民参加型のテクノロジー・アセスメントというような流れが、欧米を中心に非常に激しく起こっていますし、実は参加型テクノロジー・アセスメント（Participatory Technology Assessment）といいますが、略してPTAです。このPTAは、韓国とか台湾とか、なんと、メインランド・チャイナまでしっかり影響してきています。そういう流れがあります。

さらに、これはあまり言う人はいないのですが、これは事実として、企業の社会的影響力が近年猛烈に増大していると思います。ここでGEの例とゼネラルモーターズの例を挙げますが、売上が何十兆円であるとか、あるいは従業員が何十万人であるとか、こういう世界が起こってきているわけですね。GEは多分世界100か国ぐらい、GMは200か国ぐらいで事業展開していると思います。さらに、エクソンモービルなどは最近の石油価格の高騰を受けて、売上はGE、GMに比べてもさらに倍ぐらいあるという大変な状態にあるわけです。

これだけ企業の寡占化が進行し、結果として勝ち組の影響力は極めて大きくなっている。

食品産業などでも同じです。あるいは銀行系でも同じです。

そういった時に、やはり、この巨大な力をむしろ恐れるほうが普通のセンスではないかと思えます。技術そのものが非常に大規模化し、複雑化し、分かりにくくなっていて、不安の原因になっている。六ヶ所村に再処理工場と言うと、やはりたくさん放射線が漏れてきて、地域で被害が本当に出るのではないかと心配する方がいる。あるいは、その他の技術でもそうでしょう。航空機だって、多分今のジャンボよりもっと大きい飛行機を開発しようとしています。そんなものが落ちたらどうなるのでしょうか、いろいろな意味で技術に対する不安・懸念が大きくなっているうえに、企業に対する不安・懸念も大きくなっている。こういう事実が片方にあります。

そういった時に、技術者集団、ここで別に技術そのものを正面から開発したわけではなくて、企業や行政や学術セクターの関係する人たちも含む意味で「技術者集団」と言っていますが、そういう所で倫理規程を明確化し、その遵守を宣言すると言うことは、もう社会の中で存在を継続できるための必要条件であると、このごろ私自身考えるに至っています。

言うまでもなく、法律対応だけではそういう組織の活動というのは社会の中で色々な意味で軋みを起こし、機能不全を起こします。

そして、自律的な、自分で自分を律するという意味での営みとして、倫理へのコミットメントというのは不可欠なのではないかと考えています。

ともすると、先ほど冒頭申しましたように、倫理の問題というのは、煩瑣な、ややこしい、頭の痛い制約、或いは所謂、道徳教育的な、道学者的な押しつけと見るような世の風潮がないわけではないですけれども、そうではなく、こういうものを正面から掲げて遵守宣言をして、その上で仕事をしていくことが、よりクオリティと志の高い技術展開への行動指針になっていくのではないかと、私自身としては考えています。

原子力学会倫理委員会は、他の科学技術系学会に比べても先進的な活動を展開中です。その活動の中から、今日はその一端を、事例と一緒に考えるという形で、ご紹介させていただくというより、一緒に皆様と共に考えさせていただくという場に、今日のこの研究会がなればよいなと考えています。

しかしながら、事例に進む前に、今、原子力学会にある倫理規程というのは一体どういうものか、倫理委員は多分全員一生懸命何度も読んでいますが、一般の方々がそういうものをそんなに気合いを入れて読むような状態は中々無いだろうなと思っています。お読みになっていらっしゃるかたには大変失礼ですが、少なくとも私自身も倫理委員として活動するようになる前は、やはりそういうものを一生懸命読み、自分で考えるという活動は、必ずしも十分ではなかったと思えます。

そういう意味で、今日、まずは規程のほうをご紹介させていただいて、その後それを踏まえた事例についてケーススタディという形で、今日の研究会を進めてさせていただきたいと思っています。

今、いささか個人的な体験ですが、青森県の先ほど言った再処理施設の受け入れ問題にも私はディープにかかわっている部分があり、ああいうところで技術のリスクや技術の実態について適切に語ることも必要だけれども、それプラス、倫理的な規範を私たちは満たしている、大事にしている集団ですということを明らかにしていくこともとても大事ではないかと感じることがしばしばあります。

そういう意味で、今日お集まりいただいた方々は、本当に「よく来ていただきました。有難うございます」とお礼を申し上げたいし、皆様、ぜひ今日の研修、研究会の成果を、それぞれの所属元にお帰りになって、いろいろな意味で発信していただければ、まことに有り難いなと考える次第です。

以上、簡単でしたけれども、若干技術の歴史的な展開を踏まえながら、今、技術倫理を積極的に進めていくこと、コミットメントしていくことというのは、極めてタイムリーであり、必然であるというお話をさせていただきました。どうも有難うございました。

日本原子力学会倫理規程について

日本原子力学会 倫理委員会幹事 班目 春樹

ご紹介いただきました東京大学の班目でございます。倫理委員会の幹事をしております。

今日は、倫理規程とはどういうものかについて、ご紹介します。お手元にお配りしてあります黄色い冊子を開いていただきますと、最初のほうに倫理規程が全文載っています。それをよく読んでいただければ十分なのですが、ここではその背景についても少しご説明させていただきます。



学会の行動憲章や倫理規程では、10 個ぐらいの簡単な条文が並んでいるのが普通です。しかし、この原子力学会の倫理規程は、まず前文があり、それから憲章があり、その後ろに行動の手引がついています。全部印刷すると4～5ページになるという長いもので、ごちゃごちゃと書かれています。何故こんなにごちゃごちゃ書かれているか。その理由は行動の手引の前文に書いてあります。そもそも「個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではない」ということを我々は認識しています。みんなが同じように感じなければいけない、などということは勿論無いわけで、倫理観の「ある程度の多様性は許容される」と思っています。ただし、多様性は許容されても、独りよがり「おれの倫理観は正しい」とし、他人がどう考えているかを無視して振舞うのは危険です。多様性の幅はどれくらいか、他人の考え方と比べて自分はどの辺にあるのか、なども知っておくべきです。その多様性の幅まで明示できるぐらいに書くことを目指した結果、ごちゃごちゃと書くことになったのです。

もっとご理解いただくよう、アメリカ医師会の医学倫理原理の例を紹介したいと思います。一昔前の医学倫理原理は、簡単な条文だけが並んでいました。これはその一つです。「医療行為における性的非行は、患者が医師に抱く信頼を裏切り、かつ非倫理的である」と書いてありました。当たり障りのない文章です。これは要するに、患者と医者という関係の立場を利用して性的な関係を持つてはいけない、という規定です。何ら問題ないような気がするのですが、こういう文章をいくら並べても機能しません。何故機能しないか。全ての「そういう関係」を持った医者は必ず言い訳をするのです。自分は違つと。自分の行為は愛に基づくものであって、決して非行ではない。従つて、私は性的非行などしていない。

だから、全然この条文には反していないという言い訳です。それがまかり通ってしまうのです。今の倫理原理にはどう書いてあるか。「医者と患者の関係と同時に起きるような性的な接触はすべて性的非行である」という記述に変わりました。こう書いても、それでも「いや、私は違うのだ」と言い張る人が出てきます。そういう人は言い張ってください。ただし、ちゃんと説明する責任があります。基本的には、そういうことで始まったような関係は全て性的非行だとみなすのです。例外だと言うのなら、きちんと説明してください。こういう考えに立った文章に変えたのです。

ここまで書かないと意味がない。当たり障りのない、耳で聞いて心地よい文章を、いくら羅列しても意味がないことを示す良い例です。原子力学会ではこういうことも踏まえ、なるべく事細かく書くよう心がけています。

倫理委員会ではこの倫理規程の改訂を2年ごとに繰り返しています。現在第2回の改訂が終わったところで、これから3回目の改訂作業を始めます。その理由も行動の手引の前文に書いてあります。倫理観というのは、時代とともに変わっていくものです。私たちはそれを強く感じています。まだ数年しか経っていないのにもかかわらず、倫理規程が最初に作られたときに原子力学会会員の多くが持っていた倫理観と、現在のそれとでは、大きな変化がありました。倫理観がどんどん変わっていくから、倫理規程も見直さなければいけない。倫理規程というのは、一度決めたら、もうそれが完全な絶対的な真理であって、未来永劫変わらない、などとは我々は思っていないのです。

大変な作業をしているという宣伝になりますが、第2回の改訂では、全部で140項目もの検討項目をリストアップしました。それを会合の場で審議しますと時間がものすごくかかります。そこで委員間でアンケートをとり、意見を集約し、改訂案をとりまとめました。我々としては、今の段階ではかなり練れた倫理規程になっているのではないかと自信は持っています。それでもまたこれから更に磨きをかけるために、改訂作業を始めようとしているところです。

その倫理規程は誰が守るものなのか。原子力学会の倫理規程ですから、当然原子力学会会員が守るものです。しかしこの辺でも色々な声が聞こえてきます。というのも、会員の職業は色々ですし、職種や地位もまちまちです。そのためすべての会員に当てはまる条文にするのは不可能です。日本原子力学会会員は、原子力のある分野の専門家だということは共通しています。そこで、専門家の平均的な心構えと規範を書き記そうと努力はしています。それでも、個々の人すべてにぴったり当てはまるかということ、それは無いと思っています。ですから、倫理規程を自分自身の言葉に置き直すということ、ぜひともお願いしたい。我々も、なるべくどなたにも当てはまるように書く努力はします。ごちゃごちゃと書かれていて読むのは面倒だと思われるかもしれませんが、その一つ一つの文章に対し、「自分はこういうふうに考える」という吟味をぜひやっていただきたいのです。

ここでちょっとブレイクです。

これは倫理規程を制定する議論をしていた5～6年前のことです。ほとんど実話です。



「倫理規程の制定を民主的にやれ」という理事会からの依頼により、倫理規定制定委員会が作業を始めました。ところが、原案ができると、理事会では小さな集団で原案を作っているのはけしからんという話が出たそうです。また、倫理規程と規則をごっちゃにした議論もありました。守らない場合に学会を退会処分になるかどうか決めてからでないと、倫理規程など制定できないという横槍が入ったのです。倫理規程については理事メンバーにもかなりの反対があったのです。

これは我々の杞憂であれば幸いです。原子力学会の会員が守るべき倫理規程は、原子力学会以外のところでは割とよく知られている。それなのに、原子力学会の会員でありながら知らない方が多いということです。そうでないことを、我々は祈っています。是非この機会に、一度倫理規程を読んでください。倫理委員会が勝手にやっているものだ、などと

思わないでください。是非、自分だったらどう書くかというところまで掘り下げて考えてください。

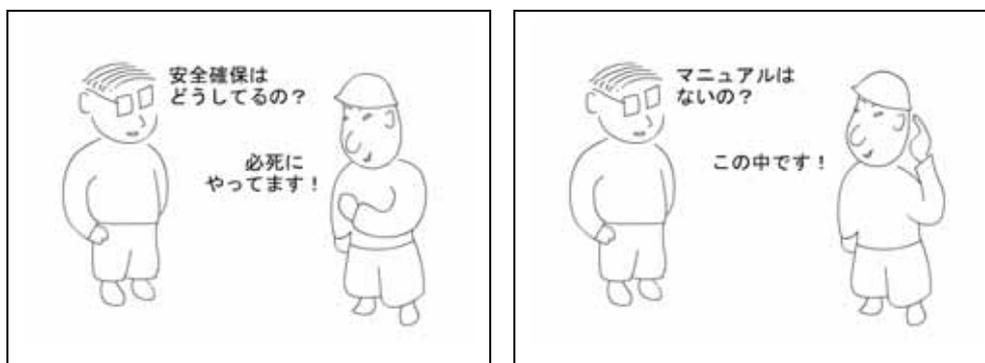
行動の手引の前文のごく一部を紹介しただけでこれくらい時間がかかってしまいますので、30分では本当に何も言えません。そこでこれからは、前文と憲章8カ条のそれぞれに関係することを少しだけ説明します。

まず前文から始めます。前文は非常に格調高いと我々は思っていますので、全部お示しします。今度の改訂では、前向きな表現にすることにも努めました。前文にも「平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を抱き」を入れ、そもそも何のために原子力をやろうとしているのかを考えるようにしています。

原子力学会の倫理規程を考えるにあたって留意すべきは、原子力の特殊性です。原子力は特殊なところもありそうでないところもある。先ほどの北村委員長の話でも出てきましたが、メリットとデメリットのバランスをいかにとるか。これも原子力では強く要求されているところではないかと思えます。そういったいろいろなことを考えた結果、ここに書いてあるような文となりました。でも、このように倫理規程として書き下すと、当たり前なことばかり書いてあると思われる方も多いと思えます。

憲章の第1条を見ていただくと、「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」と書いてあります。この第1条に関連して、「自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない」などの行動の手引の条文が並ぶという構成になっています。さて、この条文は当たり前すぎて、書かなくてもいいではないかと思われるかもしれませんが、しかし我々は、こういうことこそ書くべきだと考えます。何故か。核兵器の開発などはしないという点では多分皆さん全員同意して下さると期待します。しかし、場合によっては何人か賛成されない方もいるかもしれません。その場合にはその理由をちゃんと説明することが必要だということを、この条文で示しているのです。

我々技術者は説明が下手です。「安全確保はどうやっているの?」という問いに対し、ただ「必死にやっています」とだけ返事したりします。「マニュアルは?」と聞くと、「頭の中にあります」と答えます。「もう十分やっているのだからその結果だけを見てください





い」とおっしゃりたいのかもしれませんが。技術者は、それで世の中に認めてもらえると思いい込んでいるのではないのでしょうか。決してそんなことでは認めてもらえません。ちゃんと説明しなければ分かってもらえるはずはないのです。

原子力に携わっている人は世の中からどう見られているか。隙あらば原爆を造り、実験したがっている人たちではないかと思われているかもしれないのです。たまたま禁止されているからしないだけだと。まさかと思っていませんか。ちがいます。けっこう多くの方がそういう目で技術者を見ているのです。技術者というのは、技術そのものが好きで、それを実現する機会があれば、結果も考えずやろうと思っている人だ。そう思われていることもあることを認識したうえで、当たり前なことでもいいから言い続けなければいけません。

これは日本人のメンタリティとしてはけっこうきついことです。アメリカ人だったら“ I love you ”を毎日言わなければ離婚になるらしいのですが、日本では普通大丈夫です。それが日本の住みやすいところだと私も思っているのですが、ちょっと苦しいところなのですが、本当は大事なことです。「当たり前なことだから口に出さなくても分かってくれるでしょう」という態度では決して物事は進まない。当たり前なことだからこそ、しょっちゅう口に出して、説明責任を果たしていただきたい。これが倫理委員会からのお願いです。倫理規程などは当たり前なことばかりで何の役にも立たないとは決して思わないでいただきたいのです。

倫理規程の第2回の改訂で問題になったところをご紹介します。安全と安心というものがいろいろなところで叫ばれて、原子力の世界でも大きな話題になっています。しかし倫理委員会では、「安心」という言葉をなるべく避けたほうがいいのではないかという結論に達しました。これにはいろいろな理由があります。例えば「国民が安心するように一生懸命努力します」と言った場合に、安心というのは国民のほうができるのであって、本当に他人が努力して達成できるのかという疑問です。また、パートナーリズムと言いましょか、国民を安心させてやるのだという思い上がりにつながるかもしれない。どうせなら、「国民の安心というのはどうやったら得られるか」という方法論まで書くのが行動の手引です。そういう議論も反映させ、憲章の条文なども、公衆が安心感を得られるよう努力するので

はなく、「自らの行動を通じて社会の信頼を得るように努力する」としました。それを受けて行動の手引も書き直しています。

この辺りの議論を延々として、第2回の改訂ではとりあえずこんなところで落ち着かせることになりました。多分今後もこの議論は再開され、何回も行ったり来たりするのではないかと思います。

「知らなかったんだからしょうがないでしょう」「知らなかったことは倫理の問題ではなくて、それは責めようがないじゃないですか」と言い訳されることが結構あります。倫理委員会としては、無知にとどまっていることも倫理的な問題だと思っています。モラルの妨げになるものとして、利己主義とか意志薄弱とかが挙げられていますが、知らないでいるということもモラルの障害の一つです。これを受けて、憲章のほうでは、「会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める」と書いてあります。専門能力の向上を一生懸命やること、少なくともその姿勢を取っていることこそが倫理的なのだとしています。「無知だからしかたないでしょう」とは言ってほしくないということです。

さらにきつい要求もあります。これは今日のパネルディスカッションのテーマになるのかもしれませんが、組織の問題です。会員はほとんどが組織に属しています。会員であると同時に、会社や大学などに勤めているわけです。個人だけで仕事をしているわけではありませんので、組織としての問題というものにも必ず目を開かなければいけない。そのことに関連して、こんな条文があります。「会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な監査を受け基準を満たしているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める」です。かなり踏み込んだ表現です。読んでいただいて、「ここまで書かれたら、それはちょっと私としてはできない」とおっしゃる方は、ぜひ声を挙げていただきたい。我々も、こんなところまで書いて実効が上がるのか、悩んでいるのです。でも、こういうことまで書くことで、皆さんが本当にできるかどうか問いかけています。こういうところについてもご意見を頂きたいと思います。

第5条は、「会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会的信頼を得るように努める」です。実はこれは、最初に倫理規程を決めたときに、色々な方から批判を浴びた条文です。特に問題となったのが関連する行動の手引の5 - 3で、「会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する」となっていました。今度の改訂では、それを次のように変えました。「会員は、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむをえない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であっても、その情報を開示する等により、公衆の安全の確保を優先させる」です。改訂理由を説明します。この新しい文章は公益通報者保護法そのものです。そもそも守秘義務違反の勧めというのは要するに内部告発の勧めであり、とんでもない規定だと言われたこともあります。しかし、本当にわずか数年の間に社会の情勢

が変わってしまいました。公益通報者保護法も今年から施行になっています。我々の考えはその法律と同じです。何でもかんでも内部告発せよなどとは言っていません。情報開示は大切です。同時に順序も大切です。まずは組織内でちゃんと働きかけてください。組織内で働きかけたにもかかわらず、何もその組織でそれに対する対応がないような時は、やむをえません。その情報を開示してください。そういう規定です。少なくともこの通りやる分には、公益通報者保護法で守られるはずです。決して我々は不可能なことを強制しているつもりもないし、モラルに反することを勧めているつもりもない。この辺の文章一つ一つを我々は練り上げたつもりです。是非そうご理解いただいた上で、細かく見ていただきたいと思っています。

第6条は、「会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す」です。これは専門家としての行動の勧めです。原子力学会会員はこれまで、社会に対する発信が少なかったのではないかと我々は反省しています。しかし最近では学会として、中学・高校の教科書の間違いの指摘もしていますし、倫理委員会も倫理的に不適切な事例に対してはどんどん発信するようにしています。是非、会員全員が社会への発信を心がけていただきたいと思います。

第7条は他とちょっと違って、一般的な契約の尊重の条文になっていますが、大事なことです。ここの行動の手引で、原子力界の大きな問題を指摘しています。それはルールの形骸化です。いったんルールが決まってしまうと、それを改正するのはけっこう手間がかかるので、つい面倒はルール改正はやりたくなくなる。そして建前主義がはびこる。つい最近まで、原子力は絶対安全だという妙な神話がありました。その建前のもとに行動しなければいけない。そのため、もっと改善しなければいけないときでも、改善の必要性を言うと、今まで駄目だったということ自分を告白するようなものだからやめておく。そういう妙な力が働いていたのではないのでしょうか。東電問題などでも、ルールが形骸化していることこそが問題だったわけです。それなのにルール改正はせず、形式上守りさえすればいい、ということやってきたのが原子力の世界ではないのでしょうか。その反省に立って書かれているのが行動の手引の7-5です。形骸化したルールというのは必ず直していかなければいけないということをやっています。

最後に、公衆審査の際に会員以外から寄せられた質問で、倫理委員会が絶句してしまったことを紹介します。第8条には「原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるように努力する」と書いてあります。寄せられた質問は、「学会には原子力をやめさせたく、そのために勉強したいので入っている人もいるでしょう。そういう人は出ていけという踏み絵になっていませんか」というものです。我々も答えに窮してしまいました。

これは先ほどのルールの形骸化の関係で原子力学会が抱えている悩みです。というのは、原子力学会の定款では、「本会（原子力学会）は原子力の発展に寄与することを目的」と書いてあるのです。しかも細則でも、「本会に入会する者は、その目的に賛同する者とする」

と書いてあります。この条文を文字どおり読むならば、原子力の発展を望まない人間は退会してくださいという話になります。ところが実態としては、そういう会員がいらっしゃることも確かです。また、倫理委員会のメンバーは全員、そういう批判者が中に入っていることが健全なことだと思っているのです。だから、本当はルールを改正すべきなのです。しかし現実には、定款の改正、特に目的のところの改正はほとんどできません。これは、目的が違う学会を作るのであれば、いったん解散して新しく作りなさいという指導があるからです。本当はルール改正、すなわち定款の改正も視野に入れなければいけないのですが、我々としてはまずできることからやりたいと思います。こういうことをどんどん発信し、多くの会員に考えてもらうことです。こんなことを考えていた会員はほとんどいないと思います。考えてもらうということから始めたいと思っています。

最後に、今まで述べてきたことをまとめます。原子力技術者というのはもっと意思表示すべきです。また、今日はあまり強調しなかったのですが、原子力は許可された者だけが使えることをもっと認識すべきです。そしてもっと勉強すべきだし、ルール改正ももっと堂々とやっていくべきです。そういうことを中心に倫理規程は書かれているのだということをご認識いただきたい。ぜひとも一度熟読したうえ、ご自分なりの行動の指針を作ってくださいと思います。

事例検討：方法の説明

日本原子力学会 倫理委員 作田 博

ただいまご紹介いただきました原子力安全システム研究所の作田でございます。私は、2年半ぐらい前に倫理委員の一員として参加させていただいております。今日は事例検討ということで、2時間弱ほどお時間を頂き、一緒に考えさせていただければと思っています。



今日の内容は、このような順番で進めていきたいと思っています。

まず、技術者の倫理についてということで15分ほど私のほうからお話をさせていただいた後、ケーススタディということで70分ぐらい、初めの10分は私のほうから進め方についてご説明させていただいた後に、皆さんのほうで幾つかのグループに分かれていただいて、グループ・ディスカッションをして、後でその結果を発表して、それについてそれぞれ意見交換をしていく。そういう形で進めたいと思います。最後にまとめということで、25分程度、私のほうからまたお話をさせていただく。こういう順番で進めていきたいと思っています。

まず、「技術者の倫理について」ということです。今日参加されているかたは、技術系のかたがほとんどだと思いますが、もしかしたら事務系のかたもおられるかも分かりません。でも、この「技術者」という言葉を、そのときは「専門家」というか、「プロフェッショナル」と置き換えて考えていただければいいかと思っています。

これは、まんがで示しています。私もそうですけれども、皆さんも、何か判断して行動する、そういった連続だと思うのですが、そのときに、我々は自分の中にある規範や倫理観に基づいて判断をし、行動しているのですが、我々を取り巻いている環境はいろいろなものがあると思います。そのときに、法律、ルール、規範という我々を縛るような決まりみたいなもの。それから、ほとんどのかたはある企業に属されていますから、その企業の風土、職場の風土、それから直属上司の指示など、いろいろなものに影響されているということが分かると思います。

ここで問題なのは、例えばルールがあれば必ずそれを守るのかということ、決してそうでもない場面がある。そのときに、私の場合もそうですが、ルールがあっても、このルールは今自分がしようとしていることとあまり関係がなくて無駄だなと思ってしまったら、ちょっとそのルールを破ってでも、よりよい方法でやることがあると思うのですね。そのや

り方というのは多分人それぞれ別です。ですから、ルールさえあればみんなそれを守ってきっちりやるかといったらそうではなく、それは個人がやはりそれぞれ考えて判断して行動しているということになると思います。

今日は、先ほどタイトルでも「技術者の倫理」と書いてありましたが、倫理をとらえる断面としては、個人の倫理、組織の倫理、経営者の倫理、一般の人の倫理と、いろいろな倫理があるのですが、今日は技術者の倫理ということでお話を進めていきたいと思います。

私も例えば電力会社の研修で何回かこういうケーススタディをやらせていただいたことがあるのですが、大体最後には参加者のかたから「我々にするよりももっと上にしてよ」という声がどこへ行っても出てくるのですが、私は経営者の倫理というところの知識は持ち合わせていませんので、今日は技術者ということに焦点を当ててお話をしていきたいと思います。

まず1番目、「プロフェッショナルとして」ということで、まず技術者はプロフェッショナルですよ、専門家ですよという認識を持つことからスタートする必要があると感じています。

何回か研修、こういうケーススタディをやらせていただいている中で、挙手をお願いしたことがあって、「皆さんは自分のことをプロだと思えますか」ということで聞いてみますと、大体奥ゆかしくてあまり手が挙がらなくて、1割ぐらいのかたが手を挙げれば多いほうかなという感じですが、まず自分は自分の仕事に対してはプロだという自覚を持つということが、いちばん初めに大切ではないかと思っています。

技術者は、その専門性を基盤として社会システムに大きな影響を及ぼしうる仕事を、ある範囲の裁量・自律性を与えられ、行っているのだということです。

原子力の仕事の間でこれを実感するというのはなかなか難しいかもしれませんが、例えばお医者さんや建築家、弁護士さんとか、人命とか人権とかそういうことに直接影響があるような仕事に携わっている場合には、例えばこの間、姉歯の問題がクローズアップされていましたが、ああいった手抜き工事があったって、もし何かあったときには建物が壊れて人命に影響を与えるということもあるわけで、でも我々素人が建築について十分な知識を持っているわけではないですから、そういう専門家のかたにある程度任せるといいですか、信用せざるをえないわけで、ということは、社会から一応付託を受けている、信用されているからそれにこたえる責務がやはりプロにはあると思います。その責務を果たす中に、倫理を遵守するといったこともその中の一つではないかと思っています。

これもある電力会社などでお話をしていると、建築家、お医者さん、弁護士さん、飛行機のパイロットさんとか、ああいう職業はみんなから信頼されて、すごくうらやましがられるけれども、我々原子力で働く人間は、何か知らないけれども怒られてばかりで面白くないといったような意見もあったりして、そういう原子力に対してある程度厳しい環境の中で働いている者が、ここまでモチベーションを持って仕事ができるかというところは、また別の点で原子力にもっと夢を与えるような方策が要るのかなという気はします。

次に、プロとして求められることということで、いちばん上の丸ポチは、「謙虚にかつ虚心坦懐に技術と向き合い、真実に忠実であろうと努力する姿勢を守り続けること」、一言でいうと「誠実さ」が求められているということです。

専門家ですからいろいろな判断をされるわけですが、その結果をほかの皆さんに分かりやすく説明する責任、「アカウンタビリティ」という言葉がよく聞かれますが、このアカウンタビリティを果たす責務があります。

それから、発生する結果についても思いをめぐらす必要があるということですが、自分がやっている仕事については責任を持ってやるのだけれども、でも会社に勤めていると特にそうですが、自分の担当している仕事はごく一部の仕事を担当しているわけで、いわば歯車の一つで、その歯車の全体がどういうことに向かっているのかという、そういう全体のところにも注意をめぐらせておかないと、自分のところだけちゃんとやってあげばいいということではなくて、今自分がかかっている仕事全体が社会にどういう影響を与えるのかといったことを考えておく必要があると思います。

先ほどはプロとしてということでしたが、2点目は「組織の一員として」ということです。私はここがいちばん難しい問題だと感じているのですが、大体において単独で仕事をしているということは珍しく、どこかの企業、組織に属しているわけです。そのときに、個人よりも組織を優先させてしまうとか、過剰な組織への同調が見られる。これは自分の利益を守るためではなく、会社のためなのだからということ、少し倫理に触れるようなこともやってしまう。

それから、組織ですから何人かの個人が集まっている集団ですから、たまたまその集団のリーダーが発言したことが例えば倫理的にはよくなかったことに対しても、なかなか下の人間が上に対して自分の意見を言いにくい。間違った方向に行ってもだれも止められない。個人であれば到底そんなことは考えないのだけれども、集団になってしまうと思わぬところに行ってしまうという集団思考、また「集団浅慮」といった言葉を使っていますが、そういうことに陥りやすい。

それから、個人の役割分担が不明確で、結果として責任の所在も不明確なことになる。これは、私も電力会社に属してそこで仕事をしたことがあります。確かに方針や稟議を作るとかなりのハンコをもらいます。合議ということで、一つの書類に10~20個ぐらいハンコをもらうのですが、結局そのハンコ一つ一つは何の意味を持ってハンコを押しているのかというのが割と不明確なままチェックされているといったことがあるように見受けられます。今私どもの研究所では、どういう分担でどういうクロスチェックをすると、より誤りなどが見つけられるのかといったクロスチェックの研究みたいなものも、始めたところ。ちょっと余談になりました。

それから、プロとして、組織の一員として、そして最後は社会の一員としてということになります。これはある書籍から取ってきたものですが、公のルール遵守に対する緊張感がない。これは「日本人の行動・思考にみる文化特性」ということで書いてあって、もし

かしたら欧米の人でも多分、公のルール遵守に緊張感がないかたもおられると思うのですが、特に日本人はこういう傾向を持っているといわれています。

また、二つめの「状況受容主義」ということで、状況を与えられたものとして受け取って受け入れる傾向がある。これは、もしかしたら別のいい言葉で言うと、日本人の美德、自分に与えられた環境をそのまま受け入れて、何とか自分の努力で物事を少しでもよくしようと頑張る。周りの悪い環境にはあまり手をつけようとせずに自分で頑張ってしまうという傾向があるといわれています。

三つめは真理・真実についてです。何が正しくて何が真であるかは、状況によって決まってしまうと考えてしまう。例えばヒューマン・エラーやトラブルでもいいのですが、分析して真の原因を探ろうとしたときに、自分のグループや自分の会社、組織にとってあまり好ましくないような結果が出てきたら、それは除外してしまうか、もうそこで分析をやめてしまう傾向があるといわれています。これが日本人固有かといわれると、そうでもないだろうとは思いますが、こういったところからちょっと文献を紹介させていただきました。

ということで、15分近くがもうたってしまいましたので、時間の制限がありますので次へ進めさせていただきたいと思います。

これから皆さん、ケーススタディを行っていただきたいと思っています。皆さんのお手元にこの黄色い本が入っていますよね。この中に合計10の事例が入っているのですが、この中から一つの事例、今日は、本当は皆さんに選んでいただいてもよかったのですが、準備の都合があって、こちらで勝手に選ばせていただいたのですが、事例の1番めを今日は一緒に考えてみたいと思っています。

後でまた私が読み上げますが、冊子の18ページに書いてあります。この本は先週末にでき上がったばかりで、多分、倫理委員以外では皆さんがたが初めて手にされていることになると思います。

それでは、具体的にどう進めるかということこれからご説明したいと思いますが、今日は今ご参加いただいているかたが22名ですから、4グループぐらいに分かれていただきたいと思います。したがって、1グループ5人のところと6人のところができるのですが、今こちらに名簿がないので、近いところで適当に四つぐらいを作ってください、机を二つぐらい向かい合わせて、広めにして、議論をしていただきたいと思います。

課題はこれからご説明したいと思います。そして、30分程度の時間でグループとしての見解をまとめていただいて、そのあと各グループの代表の方がその結果を発表していただく。その結果は後で配ります模造紙にマジックで書いていただければと思います。

各グループの発表に対しては、ほかのグループの皆さん、また倫理委員の皆さんでもいいと思いますが、質問があればぜひ質問、意見交換を進めていく。そういう形でそれを30分ぐらいしたいと思っています。

先に課題の説明をしておきたいと思います。事例1には、E本部長というかたが登場さ

れます。皆さんは自分自身がE本部長になったと思って事例を理解していただいて、自分だったらどのように行動するといったことを少しまとめていただきたいと思います。

すみませんが、ここに今二つ書いたのですが、どうも30分の間に二つは難しそうなので、急ですが、bのほうはやめて、aのほう、これは社内営業会議が開かれるのですが、そのときに難燃剤の含有比率を納入先に内緒で勝手に削減するということを決めているのですが、その時点でのE本部長の行動は、皆さんだったらどうするのかといったことを考えていただきたい。

そのときに、なぜ自分はこうするのかといった根拠も併せて書いていただきたいと思います。そのとき、ここには書いていないのですが、E本部長はシナリオ（事例）の中では勝手に含有比率を削減するといったことを決めて押し進めています。ですから、これも取りうるべき行動の一つになります。

でも、ほかにもいろいろな方法が多分考えられると思いますので、まずグループ・ディスカッションで、こんな方法があるねといったことをリストアップしていただく。その中で、自分たちのグループはやはりこの方法を取る、それはこういう理由だからということでもまとめていただけますでしょうか。

それでは、私が一とお読みします。その中で、皆さんが、自分がE本部長だったらというイメージを頭の中に描いていただいて、その後グループに分かれて議論をしていただきたいと思います。ちょっと早口になりますが、ご容赦いただきたいと思います。

冊子 18 ページの事例 1。「あるエンブラの難燃剤含有量の削減の問題」というところで。皆さんもちょっと目で追っていただくとありがたいと思います。

「材料メーカーのA化学は、エンブラ（エンジニアリングプラスチック）の分野では老舗として知られている。ここ数年、新規メーカーの参入が相次ぐエンブラ業界だが、耐衝撃性や光の透過性、耐熱性に優れたA化学の製品は、その中にあっても依然競争力を保ち続けている。むしろ、家電やパソコン、携帯電話など、エンブラの急速な用途拡大に伴って、ますます同社の技術力が求められるようになってきたともいえるだろう。

だが、いいことづくめというわけでもない。業界のすその広がったこと、あるいはA化学のような先発メーカーの償却が進んだことによって、エンブラ価格の低下もまた急激に進行している。ところが、エンブラを製造するための材料の価格は、逆に需要増のため上昇したのも少なくないのである。一例を挙げれば、テレビやアイロン、コネクターなど耐熱性を要求される製品にエンブラが使用され始めたことから、一部用途では難燃性能を要求されるようになってきている。この難燃性能を上げるために一定の比率で含有させなければならない難燃剤の価格が、供給量不足のために高騰しているのだ。

高耐熱性という製品特徴を備えたA化学だけに、取引先には難燃性能を要求する家電メーカーが複数ある。その中でも特に大手といえるのがB電機、C産業、D工業だが、企業秘密のため、A化学のエンブラをどんな用途に使うかは各社とも情報開示していない。要

求する難燃剤の含有率は社によってかなり差異があり、これまで個別の話し合いのもとにスペックに反映してきた。しかし、難燃剤の価格が従来の2倍近くにまで高騰してしまった現在、各社の要求に従いつつ利益を確保するのは至難の業になってしまった。

そこで、社内営業会議で議論した結果、難燃剤の含有比率を大手取引先の中で一番低いD工業のスペックに合わせる事となった。他の家電メーカーに含有率削減を通知しないのはいうまでもない。契約違反を犯すこと、あるいは社会通念上決して許されることではないことは重々承知の上であり、会議の事実上の責任者であったA化学エンブラ事業本部長のE氏にとっては、まさに苦渋の決断であった。

営業会議から約半年を経過したある日のこと。A化学の取引先の一つであるB電機製のテレビが発火して、住宅が半焼するという事故が起こった。新聞等の報道ではそれほど大きな扱いはなかったが、たまたまこの記事を見つけたE本部長は、一瞬血の気が引くほどの衝撃を受けた。常々、このような事態が起きるのでは・・・と内心脅えていたからである。だが記事を読み直してみると、「発火原因を調査中」と書かれているのみ。

つまり、エンブラの難燃剤含有率がB電機のスペックを満たしていないことが原因とは、断定できないわけだ。その後数日間続報を追い、またB電機からの問い合わせがないかどうか神経を尖らせていたが、何事もなく過ぎた。幸か不幸か、B電機ではまだだれも難燃剤の含有量が契約と相違していることには気づいていないようである。

しかしA化学社内では、それで済まされるものではない。部下からの申し出もあり、E本部長は半年前の営業会議に出席していた社員を緊急招集して極秘会議を開いた。

社員F：「このままで済むとは思えません。スペック違反していたことをB電機に言うべきじゃないんですか」

E本部長：「そんなことをしたらやぶへびだ。原因は特定されていないし、実際難燃剤が原因ではないかもしれない」

社員G：「チラッと聞いたことなんです、製造部で今回の事故と難燃剤の因果関係を疑っている者がいるようです。マスコミ等に内部告発（リーク）されたりしないでしょうね」

E本部長：「まさかそんなことは・・・」

結局、会議での結論は出なかった。難燃剤含有率を削減していたことはE本部長どまりで、もともとトップには知らせていなかったから、今さら報告する気にはとてもなれない。まして、B電機には・・・。だが、部下が言っていたように内部告発される可能性もゼロではない。



どうすればいいのか。E本部長は、ジレンマのまっただ中に立たされてしまった。」

ちょっと長いのですが、こういった事例になっています。

これについて、皆さんのグループでディスカッションをしていただいて、E本部長は前半の社内営業会議で難燃剤の含有比率を削減



するという、これを決断した時点ではどのような行動の選択肢があるかを、まずは皆さんで議論して、リストアップして、その中で「私たちのグループはこの行動を取ります。これはこうこうという理由です」というものを今からまとめていただきたいと思います。

前もって恐縮ですが、事例はここに書かれている以外のことは分かりません。ただ、皆さんの検討の中で詳しい状況を知りたいという要望も出てくるかと思いますが、そのときには、皆さんのほうで、もしこういう状況であるならばこう判断するという、その状況も含めて考えていただければと思います。事例としてはここに書いてあることから類推して議論をお願いしたいと思います。



ということで、今から 30 分ほど時間を取って議論していただいて、結果を模造紙に書いていただきたいと思います。とりあえず 30 分で切っていますが、皆さんがたの進捗状況に応じて時間を早めたり、少し延ばしたりしたいと思います。

この辺で一つぐらい、真ん中で一つ。右に一つ、二つぐらいですか。ちょっとすみません、5人ぐらいのグループを。倫理委員のかたはちょっと前か後ろに移動していただいて。

テーブルは左右の横に青いレバーがついているのですが、青いレバーを倒すとこのような形になって……。テーブルの上は先にどかしておかないと。すみません。どこか荷物のないところの空いた机を使っていただいても結構かと思います。

事例検討：4グループの発表

倫理研究会 参加者

(注：発言者と写真は関係ありません)

作田委員

ちょうど時間になりましたので、今から各グループの発表をお願いします。発表が終わりましたら、また質問など、できるだけほかのグループの皆さん、倫理委員の皆さんも含めて、活発な議論をお願いしますと思います。

まず、特に順番は決めていませんが、1番に発表したいと思われるグループ……。早いほうが後で楽になると思いますからどうぞ。



グループ1：発表者

簡単に自己紹介ですが、私はTの関係会社のtという会社の者で、Tさんに情報通信機器をいろいろ納めています。社長がTから来られたかたなので、こういうところに行ってこいということでもまいりました。

今回の事例の中で、まずいろいろ出たわけですが、こういう素材がどんどん値上がりしていく中で、どうしても価格に反映させなければならない、あるいはスペックをいじらなければならないということが出たときには、まずここで書きましたのは、D社のスペックに合わせようということですからD社がいいとして、B社、C社両社に対して腹を割って相談せよと。まず値上げなりスペックの見直しがどうなのか、契約変更についての交渉をしようということですね。

ただ、競合他社との競争にさらされるわけで、下手にスペックを落としてしまうと、どんどん低価格競争の中に巻き込まれてしまって、会社の経営にも影響してくるということもあるわけですね。

それで、その値下げに当たって、あるいはスペックの見直しに当たっては、ここで書きましたが、やはり社内に対しては原価低減、とにかく安くする工夫をしると。その原価低減に当たっては当然お客さんとの交渉の中でどうスペックをいじっていったらいいかということを中心に話し合うべきなのですね。単にやみくもに工場に対して下げろと言っても実現できないのは、私たちも日々感じています。実際に使っているお客さんの中で、腹を割って、スペックの中でいえば、「ここは適当でいいよ。ただ、ここだけはきちんと守

ってくれよ」とか、そういうことが、いろいろあるのが現実です。ですから、そういうことをお互い腹を割った中で、「では、ここまで下げられますよ」とか、「では、これでやっていきましょう」という話し合いをしていくのが妥当だろうというのが結論です。



それから、背景として、この会社は研究開発は何をやっていたのだということもあるわけですね。難燃性材料ということ売り

にして商売をしていた会社なのだから、その差別化要素は本来なくすべきではない。そういうものをきちんと打ち出した中で、「これだけの性能のものだから、これだけの価格だけれども、ちょっと高いけれども買ってくれよ」とか、そういう商売展開が必要だし、工場に対しては、より安い難燃剤の開発あるいは調達をきちんと進めていかなければいけないだろうというのが基本にあると思います。以上です。

(拍手)

作田委員

それでは、今のご発表に対して何か質問やご意見はありますでしょうか。「うちも同じような意見が出たよ」とかでもいいのですが、何か議論されて、今のグループさんは一応これが結論みたいな感じになっているのですが、これに対して何かご意見や聞いてみたいことはありますでしょうか。

では、私から。なぜこれを選んだかというその根拠みたいなもの、この複数ある選択肢の中からやはりこれだと選ばれた理由みたいなものは何かありますでしょうか。

グループ1：発表者

いろいろと意見があったわけですが、まずお客さんに黙って虚偽の契約をするといいいましか、勝手に素材の組成を変えてそういうことを商売していることが、まず、いわゆる倫理の問題ですね。そういうことはまず避けるべきだし、きちんと交渉した中で決めていくということなのですが、ちょっとピントが外れていますけれども。

作田委員

いえいえ。ということは、やはり契約はきちりするのだと、契約違反はしてはいけないという根拠でこれを選んだと理解したらよろしいですかね。今のご説明というか判断根

拠に対して、何か聞いてみたいことはありますか。大体同じかなという感じですかね。

では、とりあえず先に進めますね。また議論が元に戻るかもしれませんが、どうもありがとうございました。

グループ2：発表者

こんにちは。Mと申します。我々は「グループN」ということで発表したいと思います。

まず、どうすべきかということですが、我々はお客さんの要求する製品を納めなければいけないというのが至上命令だろうということで、かといって、「難燃剤が上がっているのでつらいんですわ」というような、お客さんに足もとを見られるようなことも言いたくないということで、1番めで製品コストを下げられないかという検討をしようと、提案を営業でしようと。それは、難燃剤は高いかもしれないけれども、ひょっとしたら輸入したら安いかもしれないし、原料価格ももっと安いところがあるかもしれないし、製造部門での合理化もできるかもしれないということで、まずはお客さんのスペックを満足し、同じ値段の製品を維持できないかということを考えました。

それが無理だとしたら、次に、今の顧客と相談せざるをえないだろうと。その相談は、「難燃剤の価格アップでうちも苦しいんですわ」と下手に出て価格アップ交渉をするのかなとか、また、別の意味からすれば、4社のスペックが違うので、それが価格というか合理化になっていないということで、4社のスペック、要求の耐火性能とか、どこで使っているのかというような、その辺を具体化というか、教えていただいて、それを、価格を安くできる方向で統一できないかということ相談していきたい。そういうお客さんからの要求性能が判れば、社内試験なりをして、ある程度実証してやれば、お客さんも納得してもらえるのではないかということが2番目です。

1番にしる2番にしる、本部長の独断でやったら後でつらいのは自分になるので、経営層への報告・相談を綿密にして、経営層に責任をある程度なすりつけたうえで対応していきたいと、そのように考えました。以上です。

(拍手)

作田委員

ありがとうございました。では、今のご発表に対して何か質問やご意見などありますか。これは1番、2番、3番の順番で考えていくという・・・。

グループ2：発表者

まずは1番でやると。

作田委員

まずは1番ですね。

グループ 2：発表者

多分だめなので、2番。

作田委員

2番もだめな可能性も高そうですね。お客さんの何か・・・。

グループ 2：発表者

そのときは手を上げます。

作田委員

この事例に載っているようなE本部長のような行動は、グループ Nさんではもう絶対に取らないと？

グループ 2：発表者

うちの会社が抜きこんでいたりしたら、上手から売り手市場で行けるだろうし、零細だったら、どうでしょうか。

作田委員

会社の経営規模や経営状況によっては、この事例に載っているE本部長の行動もありうるというケースもあるだろうと。

グループ 2：発表者

会社がつぶれるよりはというのを考える可能性は、本当はいけないのしょうけれども、あるかもしれません。

作田委員

ただ、そうすると会社存続ということがいちばんのキーになるわけですね。会社をつぶしてまでは、そこまではできない。

グループ 2：発表者

この委員会に反しているが。

作田委員

分かりました。

その次、判断根拠ということなのですが、この1～3という流れでトライしていくとい

うのは、なぜこういう方策を取っていないといけないのかという理由なのですが、なかなか難しいとは思うのですけれども、なぜこの1番、2番、3番という方策を考えたのですか。何のために？

グループ2：発表者

お客様は神様です。

作田委員

お客様のことを思って、E本部長みたいなことをしてはお客様のことを思っていないと。お客様は神様だから、お客様に対しては誠心誠意、失礼な手というか、齟齬のある対応をしてはいけないからこのようにするのだと。ただ、その前提条件としては、やはり自分の会社がつぶれないということがあったうえでそうするという理解でいいのですか。

グループ2：発表者

はい、いいです。

作田委員

ほかのグループからでも結構ですが、何か質問してみたいこととかありますか。

参加者

質問ではないのですが、私は倫理の話をするときにユーモアというものが必要だなということをよく……。そういう意味で関西弁というのはいいですね。非常に耳に柔らかく聞こえていいなと思って、単なる感想です。(笑・拍手)

作田委員

ありがとうございました。ほかに何かございます？

参加者

もう定年退職して、フリーな立場で何もないので申し訳ないのですが、わがグループでも1～3だろうと。これは会社にとってあの順番は当然だと思うのです。

それを前提にして、うちの場合は、今で言うところの2番になるのですが、要は、妥当な線としてはそれを前面に押し出すべきだろうということなのではと思うのですが、私などが思うのは、1～3の順番で行くというのは大前提だろうけれども、現実問題としては、この問題設定にあったようなE本部長の立場に置かれることがやはり多いと思うのです。過去の、もう辞めてしまったから言えるのですけれども。そのときにE本部長の立場としてどうなるかということを考えてディスカッションしてくれたら、私たちも参考になるかな

と。非常勤講師で工学倫理を教
えていますので、そう思ったの
ですが。感想です。

作田委員

どうもありがとうございました。
何となくやはり原子力の
世界もそうですが、リタイアし
ないとなかなか本音を言いにく
いというのがあるそうですね。
本当は現役のときに本音が
言い合えるといちばんいいと思う
のですが。 そのほかありますか。



参加者

E 本部長のような行動を取るとした前提の場合、それなりの、ここも社内営業会議と言っているのですが、技術者を交えて本当にリスク評価ということをやったうえで、方針を出すべきですね。やって、会社としてこれで、いけると、万が一こうなってもいけるという判断が立てば、そういう方向でもいいのではないかと。そこは難しい判断ですけども。

ここはリスク評価というものが過程として全然入っていないですね。うちのグループではちょっとリスク評価というものをに入れてあります。そこがちょっとポイントかなということですね。

作田委員

宣伝をありがとうございました。

では、次のグループの発表ということで、今のリスクの話があるということでしたので、その発表を次にお願ひしたいと思ひます。

グループ3：発表者

若いということで、発表しろということで選ばれてしまいました。Oと申します。

我々のグループは、今ありましたように、一営業会議で製品の、いわゆる化学製品、薬品もそうですけれども、メーカーでノウハウがある、下手すると特許に抵触するというようなものを、技術者を加えずに、リスク評価もせず、一営業部で判断するというのはおかしいのではないかとというようなところですね。

そういったところを、その狭い中でリスク評価もせずに決めたという、そういうプロセスがおかしいということで、ちゃんとしたプロセスを踏まれば、先ほどから出ていましたけれども、B社、C社に対する各社の、いわゆるスペックはあるのですけれども、その

スペック、難燃剤の含有率の許容値なりそういったものを再確認して、コスト低減が可能なスペックにぎりぎり近づけるような確認はできたのではないかと。

あともう一つは、似たようなことなのですが、その難燃剤のスペックを、同じ含有率ではなく、B社、C社、D社それぞれスペックを変更する提案をしてはどうかと。含有率にこだわるのであれば、先ほど出たかと思いますが、輸入製品なり何なりの安い代替難燃剤を使ったらどうなのかというような顧客への提案ですね。そういったもので対応していくというのが我々のグループのやり方ということによろしいのでしょうか。ということです。ちょっと4行しかないですけども、ギュッと凝縮された……。以上です。

(拍手)

作田委員

どうもありがとうございました。

それでは、今のご発表に対して何かご質問やご意見、感想でも何でも結構です。

参加者

質問ですが、実際リスク評価をするにしても、出火したというような、こういうことを恐らくリスク評価をしても今の情報では多分分からなかったのではないかと。ということで、よく分かるのですが、与えられた情報が少ない段階でリスク評価をしても、あまりしっかりしたリスク評価にはなっていないのではないかという気がしました。おっしゃることはよく分かるのですが、中身があるリスク評価をうまくできるか。我々は、その原価低減のところで、お客さんに一体どういう目的で使っているのかをできる限り教えていただいて、そういうコミュニケーションをして……。確かに営業本部で決めているのもおかしいですよね。技術屋が全然なくてスペックを下げるというのを検討するのは確かにおかしい。実際、要するに本当に大事なスペックはどのくらいかということをお客先とよくコミュニケーションをして、そういうことで原価低減を図るべきではないかというのが、

だからリスク評価というのは情報が足りない状況でやっても意味がないのではないかと思います。それだけの情報をまず集めることをしてやるべきではないかという気が若干します。

参加者

確かにそうですね。確かに情報を集めてというのが前提になると思います。

参加者

私はNというところにいまして、難燃剤というものにはある苦い思い出が実際にありました。検討する中で嫌な気分が若干ありましたけれども。

それは別として、今のリスク評価の情報があまりにも少ない中でというお話があったの

ですが、実際こういうことをやるときに、一体こういうことが、このことによってどういう影響が起こるのかということは、例えば今の場合だと、要するに難燃剤の含有率を下げるわけですよ。ということは火災が起きるかもしれない。要するに、何らかの、どのようにその影響があるのか、そのことによって周りがどのように動いてくるのか、



そういうことを前提で議論するということが、商売をやっている会社の中ですから、どこまでそういったことが語られるか分かりませんが、心の隅と申しますか、何らかの形でそのようなプロセスを踏むということはやられるべきではないのかなど。そういうことで、そういう意味合いもあって、あのようなものが入っていると。そこに技術者ということで、非常に合理的に物事を考えるというか、影響評価もある意味では適正にできると、そういう人たちを入れた形でのということなのですが。

やっている行為そのものがどうなのかということに、議論の中でそこまで先へ進むかどうかは分かりませんが、もう一つ、今置かれているものに対して早くジャッジしなければいけないのは分かるのですけれども、そこで一歩踏みとどまって何かをやるプロセスというのがこのような問題を起こさない大事なことなのではないかと、そのような意味合いも実はありまして、あのような提案をさせていただいたということです。

作田委員

ありがとうございました。そのほか、今のご意見に対しての何か意見でも結構ですけれども、よろしいですか。

では、最後のグループ、発表のほうをよろしく願いいたします。

グループ4：発表者

グループは四つですか。ここの目の前にいますグループで、私は、先ほどの方と同じように、多分このグループの中でいちばん若いと周りの方々に思われて、急遽発表することが決まったのですが。

我々のところは、左から二つめのところに書き出しています。1番目が各社に値上げを交渉する。「グループN」さんの迫力のある字から見るとだいぶ見劣りしているのですが、まず値上げを交渉するということをこのE本部長さんは選択すべきではないかと。

この順番で、まず難燃剤の含有率の必要量を各社に聞く。それから、その二つが実現で

きなかった場合には、社内でのコスト削減を検討する。この三つが多分事例で行くと実現できないので、部長さんはやむをえず勝手な行動を取ったということなのですが、その前にやるべきことというのは、この利益減少というか、利益が確保できないということについて、経営トップに判断を仰ぐべきではないだろうか。会社の中で利益を確保することが非



常に大事ですが、かりに赤字になってもすぐにつぶれるわけではないとも思えますので、この利益確保をそう重視すべきではないのではないかという、この四つの順番を挙げました。

これが凝縮された四つではなく、あまり議論が活発にかみ合わなかったところもあって、一応この4個ぐらいしか挙がらなかったという、割と希薄な感じです。

あえてその考え方に補足しますと、倫理研究会の議題にしてはちょっと倫理問題に踏み込みにくいところだとどまった設問のような感じがしました。というのは、あまり悩まない、とりあえずの設問で、このE本部長の判断は明らかに契約を違反するという、これは倫理以前の犯罪的な行為に近いという感覚がどうしてもぬぐえなくて、あまり悩むところがないなという感じがあって、議論が少しかみ合わない部分と、お互いに顔見知りではないというか、初めて会ったということで話が弾まないこともあったりして、ちょっと希薄な感じがします。

ただ、補足しますと、利益を確保するというのは、最初の設問の頭に利益を優先するなと書いてあるのだけれども、やはり非常に大事なことであります。その視点を重視しています。であっても、契約違反は犯してはいけません。事故の発生は当然防止したい、しなければいけない。その二つから考えていった順番が、この1～4の順ということです。

(拍手)

作田委員

どうもありがとうございました。それでは、今のご発表に対して何かご質問、ご意見、感想がございましたら。

判断根拠が今のグループの発表がいちばん明示的に書いていただいたかなと思うのですが、一つは、契約違反を犯さない。事故を起こさない。そして利益を確保するのだという、このためにこういう1～4のことをやるのだと書いていただいたのかなと思います。

皆さんのほうから何かありますか。

班目幹事

今の発表というより全体を通じての感想です。この問題は、実は原子力が今悩んでいる、いわゆる調達管理の問題です。私は、製品の安全確保は、その製品を直接造っているメーカー内だけではなく、そこが材料などを調達するところと、いかに一体で情報を流通されるかにかかっていると思います。それがうまくいかないとき、いろいろと問題



題が起きるのであり、実は原子力の世界でもトラブルの原因となっているのが実態だと思います。

ちょっと話を広げすぎるかもしれませんが、私はこの設問が普通なのかどうかよく分からない。要するに、難燃剤の含有率という形でスペックが決まっているという点です。そういうこともあるのかもしれませんが、そもそもの目的を考えると、何度までもつかとか、そちらのほうで本当はスペックが決まるべきなのではないかと思います。

こういう調達するときには、物を納入する業者のほうが大体弱くて、言いにくいのかもありません。けれども、そういう材料を供給する側から逆に提案し、うちとしては難燃剤の量ということではなく、「何度までもつという自信はありますよ」とか言うべきではないでしょうか。そうすることで、より安全確保が見えやすいような形で契約が結ばれる方向に持っていくというのがあっていいのではないかと。

要するに、これはいわば品質保証の問題で、調達管理を含めた品質保証体制というもののよい例を作るといことです。当然メーカーのほうにしてみたら、いろいろな機密事項があって何もかも開示することはできないわけですから、どういう使い方ということまでは開示しなくてけっこうです。しかし、何度までもつかはおっしゃってくださいと提案することで、全体としての品質保証ができるような体制というものを提案するのでうす。そうすればB社もいろいろなことを提案してくれるのではないかと。

それを何もしないで、ただ値下げの努力をするとか、あるいは値上げ交渉をするといことではいけないのではないかと。もうちょっと本質的なところにまで戻って考えると、けっこう効果的な対策もあるのではないかと。甘いかもしれませんが、ちょっとそういう感想を持ちました。

作田委員

どうもありがとうございました。QAの調達管理という、ちょっと別の視点で重要なご意見を頂いたのではないかと思います。

大場委員

倫理委員の大場です。皆さんの議論の中でこういう視点が出てきたかどうかをお伺いします。

A化学が高耐熱性というものを非常に特徴としている、それを売りにしているということについてどれくらい議論なされたかということと、A化学そのものがこの事業で確かに老舗ではあるのですが、ほかにどういう事業をやっているかといった議論があったかどうかということ。また、グループNさんなどで少し取り上げている部分かと思うのですが、実際には契約を長期的に結ぶということで、薄い利益でもいいから長く取るというような形も取れるかと思うのですが、そういう議論があったかなかったということをちょっとお伺いできますか。

作田委員

我々のグループはそういうことはこんなことを議論したよということがあれば、ちょっとご紹介いただきたいのですが。

参加者

私自身は、先ほど言いましたように、工学倫理の非常勤講師としてこのように常に思うのですが、授業でこういう事例についてどう思うかということをして学生に問うわけですが、こういう事例を出すときに、確におっしゃるような観点はあろうかと思います。だから、どう言ったらいいのですか、はっきり言って、こういう事例を出すときのいろいろな状況をもっと言ってくれない限りは、ディスカッションのしようがない。極端なことを言って、このE本部長がこういう判断をせざるをえないような環境の設定みたいなものを、この事例を答えさせるために設定することもできると思うのです。例えば、会社の規模も書いていないですし、今おっしゃられたようなことも、この設問の中に書いていないですし、そういう観点からは、いろいろなことが条件として幾らでも考えられると思うのです。だから、私どものところでは、ちょっと触れましたけれども、そこまでは考えていない。

ただ、そういう観点から見たら、ほかに検討すべきそういう、ある意味のこの事例の条件設定ということで、細かいいろいろな検討をすべき……。例えば人事だってあるでしょうし、上に相談すべきだというのはあるでしょうけれども、E本部長が上の取締役などに相談したら自分の首を意味するというような条件設定だってありうると思うのです。ですから、それによるかと思うのですけれども、というのが私の感想です。

作田委員

ありがとうございました。そのほかのグループで何か言っておきたいというところがあれば。

大場委員

いいですか。

作田委員

それでは、ちょっと大場さんにまた返します。

大場委員

質問のしかたがちょっと悪かったのかもしれないのですが、お伺いしたかったのは、この事例をやるに当たって、不明確な部分を多分皆さんの中で「何となくこうなのだろう」といった合意を持ってしまい、それを前提にして議論が成り立ってしまったのではないかという点です。そうしてしまうと、こうすべきではないかという選択肢の検討範囲も狭まってしまうのではないかなと思うのです。

作田委員

その辺はどうですか。

参加者

いちばん最初に発表したグループの中でも話しているのですが、差別化商品として、企業戦略としてそれはもう大前提に出すべきだろうと。そういう前提の中でいろいろ交渉していくという、そういう姿勢は大事だろうと思います。

事例検討：まとめ

日本原子力学会 倫理委員 作田 博

作田委員

ありがとうございます。すみません、ちょっとしり切れとんぼになってしまったのですが、時間が押してきましたので、ここでまとめのほうに入らせていただきたいと思います。

今の議論の中で、ちょっと私も感じましたのは、この事例そのものの限界というところもあり、できるだけ前提条件をきっちり背景も含めてお示しできると、それだけより深い、いい議論ができるの

だろうなというのは何となく思っていたのですが、やはりこの限られた中にどれだけ織り込めるかというのもあったので、最初に私は何か言い訳めいたことをちょっと申しましたけれども、それぞれの状況を、それぞれで前提条件を考えていただいて、ということを行いました。

ただ、やはり今の議論を聞いていますと、検討するに当たってはできるだけ組織の風土とか、経営の状況や規模など、そういったものがあつたほうがより深く検討できるというような感じもありましたので、今後2年に一度はこの事例集を更新していきたいと思っていますので、今日の議論を踏まえて、次回のときに何か反映できるようなことは考えてみたいと思います。

皆さん、発表をありがとうございました。お疲れさまでした。まとめということで、時間があまりないのですが、ちょっと飛ばしながらでもご説明したいと思います。ここから先の資料は、実は印刷したものがあつまして、私がいた席の上の封筒に入っていますので、後でお配りするようにいたします。

今日使った1番目の事例は、事例の冊子の中では、こういった倫理規程の行動の手引との関連がありますよといったことであります。ですから、もし皆さん、各会社、職場に戻られて、また皆さんの同僚や後輩、先輩などと一緒に、事例を使って勉強したいなと思われるときには、ここに書いたような視点もありますので、この視点を含めて議論を深めていっていただくということも可能ではないかと思っています。

先ほども一応「E本部長が取れる行動を幾つかリストアップしてください。その中でいいと思われるものを選んでください」ということをお願いしましたが、まさにこれはマイ



ケル・デービスさんが言われている「7段階のガイド」があるのですが、それに沿った形で課題を設定しました。

倫理問題に直面したときの解決の手順というのが、読んでみると当たり前のことですが、このように言われていまして、何が起きているかを明らかにして、事実関係を照合し、関連する事項を確認する、選択肢をリストアップする、選ばれた選択肢について多面的に評価して、一つを選定して、本当にそれがいいのかをもう一度フィードバックして考えてみる。よければそれを判断する、行動するということになります。

こういうステップを踏むといいですよということで、ここの手順の中で「もう一度振り返ってみる」ということがみそかなと思います。

一つ二つ抜粋してそこだけご説明したいと思います。これは「黄金律の考え方」ということで、『新約聖書』のマタイ福音書に出ている言葉で、「すべて人にせられんと思うことは人にもまたそのごとくせよ」ということなのですが、その裏を取って、やはり自分にしてほしくないことは人にもするなととらえますと、先ほどのE本部長が取った判断・行動を、皆さんというか、自分自身が受け入れることができますかということ。そういう視点で一度考えてみる。自分がするときにはいいと思っても、同じことを自分がされたらどう思うかという立場で一度振り返ってみるのも倫理問題を検討するヒントの一つではないかと思います。

それと同じようなことが、この辺は飛ばしてしまいましたが、チェックポイントがたくさん書いてありますので、またお時間がありましたらお読みいただければと思います。

もう一つは、一市民としてそういう判断を許すことができますか。会社の一組織員としたら、会社のためにつぶしたくないし、そういう判断は受け入れられると思っても、自分は全く関係のない一市民として見たときに、E本部長の判断を受けることができるのか。また、自分がE本部長の立場に立ったときに、自分はこういう判断をしようとしているといったことを、自分の家族や恋人、友達などにきっちり説明することができるのかどうか。そういったことを頭に置いて、いま一度自分が判断・行動しようとしていることをチェックするといったことも有効な視点ではないかと思っています。

ということで、最後は2枚だけ説明して終わりにしたいと思います。

今日、ケーススタディを皆さんにやっていただいて、いろいろなことを感じられたと思います。その中で、私も何回かケーススタディをやらせていただいたのですが、今日の事例は私も初めてでしたので、どういう意見が出てくるのかというのは全く予想がつかなかったのですが、過去から行ってきたケーススタディで感じたことをここにまとめています。

いちばん上が、だれに忠誠を誓うのかを明確にしていますかというポイントで、先ほどの組織に同調するとか組織のためにという意識が私が今まで担当した会社の職員さんはやはり多くて、「なぜそんなことをするのですか」と聞くと、「いや、こんなことをすると会社がつぶれる」とか「会社の信用がなくなる」という理由が割と多くて、「こんなことをすると一般のかたがたがけがをする」「健康を害する」「社会に迷惑がかかるからこういうこ

とをするのだ」という、そういう説明があまりなかったのですね。

ただ、そういう意味で、だれに忠誠を誓うというのはちょっと言葉が変かもしれませんが、何のためにそれをするのですかといったところをきっちりと押さえておく必要がある。

それから、アカウントビリティです。

これは新任役職者研修でこういうケーススタディをやるが多かったので、悪い習慣を断ち切っていますかということで、新任役職者や新人はその職場に初めて入りますから、非常に新鮮な目で見られますから、その組織に悪い習慣があったらいちばん気づきやすいので、そういったところを指摘して、それを改善してくださいというようなことで書いてあるわけです。

それから、自分でレビューしていますかというようなこと。

倫理というと難しいのですが、社会のためということもありますけれども、結局は自分を守ることにともつながるのではないかなと私は考えています。

それから、自律。自分で自分を律するといったことが大切であって、自分を律するためには、やはり自分の周りに存在しているリスクとかジレンマといったものがあるといったことをまず感じる大切で、感じなければ、もうそのまま流されてしまう。ここの倫理的問題が存在するといったことを感じる能力を、こういったケーススタディで養っていければいいかなと思っています。

それから、倫理とか安全風土といった問題は、トップの行いというか、関与する範囲が非常に大きいですから、やはりトップがどれだけ本気で倫理問題に取り組むのかといったことが重要になってくると思います。単に書いた言葉を言うだけ、文章を配るだけということではなく、行動できっちりとそれを示す必要があるのではないかと感じています。

あと1枚だけ、「ケーススタディの留意点」ということで、私としては、皆さんが今日ここで経験していただいたことを、ぜひ職場に帰ってまたほかの皆さんにも伝えていただきたいと思っています。

そのときの留意点としては、今日の事例は一応皆さん一緒にということで事例1をとりあえず選んでやっていただいたのですが、中にはやはりピンと来ない事例もありますので、できるだけ皆さんの業務につながりのあるような事例を、この冊子に載っている事例を見直していただいてもいいですし、新たに作っていただいてもいいのですが、できるだけリアリティを持ってもらえるような事例で試されるといいのではないかと思います。

それから、時々というか割とあるのですが、講師から受講生に対する一方向の教育に慣れた会社ですと、いつも答えを教えてくれるので、この倫理研修、ケーススタディをやると、「正解は何ですか。教えてくれないと分からない」という声も時々聞かれるのです。こういった倫理に関するケーススタディは、自分で考えるといったところが重要で、ここに立った私みたいな者が「これが正解ですからこのとおりやってください」とお示しできるものでもないの、事例を通して自分がどこまでその倫理の重要性を肌で感じてもらえる、そのためのシミュレーションだと思っています。

今日時間があまりなかったので、十分に議論ができなかったところがあったかと思いません。その辺は非常に申し訳ないなと思っているのですが、普通ですと、ケーススタディだけでも3時間とか4時間ぐらいの時間を取って研修しているところもあります。今日は2時間弱ぐらいでやっていますから、かなりタイトになっているのですが、できるだけ時間を取って、十分議論を出し尽くすまでとことん議論するといった、そういう場を設定することが重要なと思いますし、私が今役目を負っているような講師の立場であれば、できるだけ意地悪質問をすることが効果的だと思います。

ということで、ぜひ皆さん、今日お戻りになったら、小集団活動でも結構ですので、この冊子の事例などを活用していただいて倫理観の醸成をしていただければありがたいと思っています。

ということで、時間を8分ほどオーバーしてしまいましたけれども、事例検討を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

ディスカッション：学会倫理規程と組織の倫理

モデレーター	倫理委員会委員長	北村 正晴
パネラー	倫理委員会幹事	班目 春樹
パネラー	倫理委員	小沢 通裕
パネラー	倫理委員	作田 博

矢野委員

参加者全員によるディスカッションを始めさせていただきたいと思います。

今回は、モデレーターを北村委員長に、パネラーには、先ほど登壇いただいた作田委員と班目幹事と、もう一人、日立製作所の小沢委員にご登場いただいてディスカッションを始めたいと思います。よろしくお願いいたします



北村委員長

それでは早速始めさせていただきます。たった30分ぐらいしか時間がなくて大変ですが、あえて大事な問題ですので、「学会倫理規程と組織の倫理」というタイトルで、こういうパネル形式でやっていただきたいと思います。パネリストの皆さんには、じっくりしゃべろうなどと思わないで、自分が言いたいことを一言でどう伝えるか。マックス3分ぐらいの感じでやっていただければと思います。特にお申し出があれば、マックス5分までお認めしてもいいです。そんなところですか。

では、最初に班目先生からお願いします。

班目幹事

「学会の倫理規程と組織の倫理」という表題で私が考えることは、大きく言って二つです。

まず、学会の倫理規程には、組織の中での個人の振舞いに関連した項目がたくさん出てきます。例えば、組織がどうなっているかというのを個人としてもちゃんと見てくださいますよというのがあります。ですから、学会の倫理規程においても組織の倫理というのは避けて通れない問題なのです。それについてはこれ以上申し上げません。ここではもう一つの提案をさせていただきます。

学会の倫理規程というのは、基本的に原子力の専門家としての行動規範を書いたもので

す。それに対して、組織というのは組織としての何らかの目的を持っており、それに即しての何らかの行動憲章があるのが普通です。全く何の目的もない集団組織であるならば、これは存在意義もない。したがって会社であろうと、大学であろうと、どこであろうと、何らかの行動規範を持っている。そこで、専門家としての規範と、組織が目指すもの、そこから出てくるところの行動規範とを比較検討し、その積集合が自分自身の行動規範にちゃんとなっているのか確認する作業を、私は皆さんにぜひやっていただきたい。

場合によっては矛盾が出てくることもあるはずですが、そのとき、それを自分なりにはどう解釈するのか考える。こういうことから始めていくと、自分はどう振舞うべきか、ということ日々考えるきっかけになると思っています。

私からの問題提起は以上です。

北村委員長

ありがとうございます。一通り終わってから討論をやらせていただきます。ということで、パネリストの2番目は小沢委員ですね。お願いいたします。

小沢委員

先ほどご紹介がありました日立製作所の小沢でございます。倫理委員をしています。先ほど3分とのことでしたが5分だけ頂いて話したいと思います。

まず、今日の題目である「学会の倫理規程と組織の倫理」について、原子力学会の倫理規程の存在を知ったうえで、学会の倫理規程を組織あるいは企業として倫理活動の参考にしてみたいかがでしょうかといった観点からお話しします。

この図は、倫理規程を会員の倫理的な判断の基準とは考えず、行動を促すガイドラインと考えるということで、先回の倫理研究会で、現在の大場副委員長から報告があったものです。この規程の記述からいきますと、心構えと言行の規範、あるいは行動の手引の前文にありますように、専門家活動の道しるべとするとの表現をしていることから、ガイドラインといったとらえ方をしているわけです。

先ほども出しましたが、倫理規程の改訂作業というのは非常に回数を多く実施していますが、その経緯等が、ホームページに掲載されている「見え消し版」に示されています。その注記の29に、倫理規程は個人会員として守るべきものを中心として記述することとして



おり、対象が組織に限定される条文は避けることにしているということですが、会員には賛助会員も含まれますので、組織としてこの倫理規程を遵守しなければならないと記されています。

これも先回の倫理研究会で西原前委員長が仰られたことですが、技術者というのは、大体、企業の中で活動している、または企業でなくても組織の中で活動している、ということです。特に原子力の場合は非常に典型的にそうであり、技術者個人と組織のかかわり合いが非常に強い産業です。

これを組織の中でどのように取り組んでいるかということ、私どもの組織を例に取って、組織が取り組んでおりますCSRの活動の方針を見ますと、この中の4番に「企業倫理と人権の尊重」ということで企業倫理が書いてあります。

これは、具体的にどのようにして企業の中で定義しているというか、書いているかというところ、この「倫理ハンドブック」というもので、(実物を見せながら)このくらいのもので、この中の内容に、「技術者倫理の遵守」ということで記載されています。これは、必ずしも原子力に限ったものではなく全社向けですが、全員に配って、ホームページにも掲載しています。

社内用ということで、中身はオープンにしていらないのですが、ちょっと中身をのぞいてみますと、こんなことが書いてあります。

「公衆の安全、健康及び福祉を最優先にします」「人類社会の持続可能性を最大限に高めるよう、資源の有効活用と地球環境の保全に努めます」と、このようなことが会社の倫理規程の中に書いてあります。憲章というような位置づけではないのですが、これを日本原子力学会の倫理規程と比較してみますと、大体対応しているかなというものの、また、必ずしも字面では対応していないかなというようなものもあります。

そのほか、(実物を見せながら)我々の中では携帯用のカードを持って徹底を図っています。これも参考までに倫理規程の中の行動の手引の番号と合わせてみると、このカードを制定したときの背景もあるのですが、それなりに伝えているかなと思います。ただ、企業の中には大勢の人がいますので、文章としてはかなり平易な言葉で書いてあります。二つめに、「法に触れるか判らないことを曖昧にしていらないか?」といったようなことが書いてあります。

最後ですが、倫理規程の中には、失敗の経験が盛り込まれています。今申しあげました、「法に触れるか判らないことを曖昧にしていらないか?」というようなことが書いてあるわけですが、そのために、他の組織の倫理規程は参考になるということで、今回我々の組織と原子力学会の倫理規程を比較してみたということです。

状況に応じて判断する訓練も必要ということで、事例教育、今日やったようなグループ討議というようなこともして、陥りやすい点を事前に自問自答して、風通しのよい職場を目指しているというのが我々の組織の中での動きです。ご紹介してディスカッションのネタにさせていただきます。以上です。

北村委員長

ありがとうございました。ちゃんと予告どおり5分ですね。

それでは、作田委員、お願いします。

作田委員

では、私からは4分ぐらい時間を頂いて。

私はちょっと知識不足で今回のこのテーマにぴったりとしたものが考えられなくて、倫理規程をルールと解釈して、組織といえども組織を構成しているのは個人ですから、ルールと個人について、日ごろ考えていたことをまとめてみました。



これでいうと、プロセスと結果というものがあって、プロセスの中にはルールを守るというものと、ルールを逸脱する（守らない）という二つがプロセスにあると。ところが、その結果はそれぞれに正しい目的を達成する場合と達成しない場合それぞれがあって、多分こういう4とおりのものが世の中には存在するのかなと考えていて、でも、倫理的に好ましいというのは、どちらかというルールを守るか守らないかでどうも判断されているようなところがあって、守らなければやはり好ましくないといわれています。

ルールを守って正しい目的が達成できたら、これは本当にいいことで、望ましい姿だなと感じますし、下のルールを逸脱したら目的が達成できないというのも、ある意味望ましい姿かなと思ったりしているわけです。

そうすると、真ん中の二つが、ルールを守っているのに結果が達成できない、これは多分ルールが実態に合っていないとか、ルールの適用する場面を間違えている、これは班目先生がよく言われている教条主義みたいなことで、とにかくルールさえ守っておけばいいのだというような、その場の状況も考えずに、そういうことをしていると、ルールを守っても未達になってしまう。

逆に、ルールを逸脱したのに正しい目的を達成してしまったという場合もやはりあるわけで、これはもしかしたらルールが形骸化してしまっているのか、そのルールが悪いのに、実態に合わないままそれを放置している。別の言葉でいえば、安全文化が未成熟みたいな、このような状況があるのかなと。

だから私は、やはりこの真ん中の二つを考えると非常にジレンマに陥るのではない

かなと。ルールを守ったら未達成、なかなか達成できない、ルールを破れば達成できるという状況に置かれたら、さてどちらを取るのだろうという、この辺の間で何かジレンマを感じてしまうのではないかなというようなことを、この間から考えましたので、議論のネタということでご提供したいと思います。以上です。



北村委員長

ありがとうございました。あえて短い時間でお話しただいておりますので、いろいろとご疑問、ご質問等あろうかと思えます。遠慮なくどうぞ挙手してご発言いただきたいと思えます。

参加者

毎度毎度厚かましく発言させていただいて。組織の規則というのは、姉歯建築士のことを例に出すのですが、あれはあの人の一人の・・・。

北村委員長

すみません、今のは作田委員に対してのご質問と理解していいですか。

参加者

違います。組織とそれから・・・。

北村委員長

このテーマ全体についてのご意見ということですか。

参加者

そうです。それで、例えば姉歯などの場合、要するに、あの人個人で、だから組織というものが何か。ここの議論の中にも、プロフェッショナルとしての意識と組織というものと社会というものとあったのですが、でも、姉歯建築士の場合は、サポートすべき組織が何なのかなというのが、組織を考える意味において、僕はものすごくウエートがあると思っていて、例えば日本建築士会みたいなものがもっと姉歯建築士を擁護するような仕組みみたいなものができているのであれば、あそこまでなったかなと。

つまり組織の在り方というのは、組織の倫理というもののほかに、その個人をある種サポートするような役割があってしかるべきであって、原子力などでは少ないのかもしれませんが、その辺をどう考えておられるのかなというのが、原子力などの場合、特に抜けそうな気がするので、姉齒建築士などのことをテーマにいろいろと考えていると、そういうことを痛感します。

だから、もしもちょっと突っ込んで、姉齒建築士みたいに個人にもものすごくディペンドするような体制がある場合、僕は、姉齒さんは無罪だと思うのです。要するに、ボーンと建ってしまって、向こうがオーケーだと言ったら、はい、それで終わりというような、建築士さんのある種常識の中にもあるような気もします。だから組織というものと個人というものとの関係が、組織の中の個人というのではなく、個人をサポートする組織みたいな観点についてどう考えられるのかなというのが、ちょっと疑問に思うのですけれども。

北村委員長

組織の意味が二とおりだろうと思うのですが、これはどなたか答えを。

班目幹事

ご指摘は、組織の倫理に頼るだけでなく、倫理を守るための制度というものがあってしかるべきではないかというものだと思います。

あの問題は、倫理観の欠如の問題だけでなく、倫理を守りにくい制度を放置した、あるいは倫理的に振舞うか否かが最終的に一個人の判断に任されていたことにあると思います。「あなたさえ黙っていれば、本当に大きな地震が来るまでだれも分からないよ」という圧力には抵抗しにくい制度があり、かつ、それを多くの人が熟知していながら放置されたということですよ。

だから私は、それは単に個々人に「倫理はちゃんと守りなさいよ」ということを勧める以前の問題だと思います。技術者が倫理を守れるような環境をいかに整備するかという問題として別途論じられるべきであり、けっこう大きな課題だろうと思っています。

私は原子力をやっていて幸せです。と言うのは、原子力の世界は、本音でも、規則を守っていることイコール倫理だと断言できる分野です。原子力ぐらい情報開示に前向きなところはありませぬ。他の業界だったら企業機密になることですら情報開示できる場合が多いのです。開示できないものについてもはっきり法律で決められており、倫理的行動がやりやすい業界だと思います。他の業界はけっこうそうになっていない。だから、その改善についてぜひ発言していくべきだと思います。

私は、いくつかの対策があると思います。一つは技術者本人がきちんと判断できるようにするという事です。それ以外に、学協会とかほかの団体みたいなところで支援するという制度が必要です。さらに、倫理ホットラインなどのような制度を考えるべきではないかだと思います。本当に悩むことがあったとき、相談できる制度です。それが日本では欠け

ているのではないかなと思います。また、妙に建前主義がはびこっている。それも問題です。お答えになっているでしょうか。



北村委員長

それは多分、倫理に関する制度的なバックアップとセーフティネットみたいなお話だろうと伺わせていただければと思います。

ほかの質問があれば、どうぞお願いしたいと思います。ございませんか。なければ、3分や4分で言い足りないと思っているパネリストにまたしゃべってもらうこととなりますので、私はむしろフロアからいろいろおっしゃっていただいたほうがうれしいと思います。いかがでしょうか。

参加者

日立の小沢さんに一つお伺いしたいのです。

先ほどりっぱな倫理のハンドブックのようなものを作られて、それを何か公開されていないというようにお伺いしたのですが、企業としては、ああいうものを公開するというのは、非常に倫理を推進しているという面でプラスになるのではないかと思います。公開していないということについての理由と伺えますか、そういうものは何かございますか。

小沢委員

この種のものというのは、公開しているところとしていないところがあるというのは確かにそのとおりです。我々としても、先ほどのハンドブックを公開してはというような話はあったわけですが、これそのものについては、どちらかという倫理を社員に守りなさいというトーンで書いてあるわけですね。そういう意味で、今日はその中身をご紹介したのですが、先ほどのことが書いてありまして、無理に出さないというわけではないのですが、基本的に、企業の品質管理とも同じようなもので、どういった考えでやっているかということをもう少し大きなメッセージで出すということが適当と考え、例えば我々のCSRレポートには、先ほど示した8項目の行動指針というものが書いてあり、あのようなことに取り組んでいますということが示されています。また、この本のことも2005年のCSR報告書に書いてあります。倫理ハンドブックの中身はこんなことが書いてありますという項目を示しており、その中身そのものまでは踏み込んで示していないというのが実情です。

どういう方向でどういう考え方で企業を運営・経営しているのかということは、そのような大きな方針で見ていただくというのが現状の経営のスタンスではないかと考えています。

参加者

ありがとうございました。

北村委員長

ほかの観点は？

参加者

すみません。

北村委員長

はい、どうぞ。

参加者

Sです。

作田さんに質問です。四つありまして、ルールを破っても正しい目的と、「正しい目的」というのがよく分からなかったのですけれども、「目的を達成」だったら分かるのですが、「正しい」という言葉がついているのがちょっと引っかかりまして、「不正に目的を達成」だったら分かるのですけれども、「正しい」という言葉がついているのが非常に引っかかったのですが。

作田委員

私も最初は「目的を」という言葉にしていたのですが、倫理の話をしていますので、テロみたいに、例えば人に危害を加えとか、設備を破壊するみたいな、そういう行為を一緒くたにしてしまうと、議論が発散する可能性もあることから、ここでは倫理的にとらえてみて正しいと思われる行為を対象に議論をしたかったという意味ぐらいのことです。テロから見たら、人に危害を加えて社会を混乱させることがその行為の目的になるわけですから、そういうものはここでは除外したいというような思いで、「正しい」という言葉は後で追加したのです。

北村委員長

いかがでしょうか。どうぞ。

参加者

要するに、ルールを守って正しい目的を達すればいい。だから、ルールが間違っているかもしれないけれども、とりあえずルールを守らないで目的を達成、そこに「正しい」がついているのが引っかかると。今のテロという……。ちょっと僕は分からなかったので

すが、正しくないのではないかと。「不正に目的を達成」だったら分かるのですが、要するにそういうジレンマかなと。

参加者

本来の目的を達成というような意味ですね。

作田委員

私がちょっとイメージしたのは、班目先生がそういう一つの事例を出された中に、あれはエイズの薬でしたか・・・。

班目幹事

ああ、エイズの薬。

作田委員

ある薬品会社がエイズに効く薬を開発して売り出した。それをまねてサードパーティの会社が安く売り出した。そうしたときに、もともと開発した会社はそのサードパーティに対して販売をやめさせることもできるわけですね。違法行為ですから。でも、エイズの薬というのは、エイズに罹っている人を助けるという目的があるわけですね。

そのサードパーティの会社にとっても、正規の手法で薬を作って売っているわけではなくて、ルールには違反しているのだけれども、薬を売って、エイズに罹っている人を少しでも治してあげよう、楽にさせてあげようというところでの目的は多分一緒であって、そうしたときに、そのサードパーティ会社はその薬を模造して作っていることをやめさせるのが正なのか、それとも何か別の方策を考えて、ルール違反なのだけれども、何かそれを救うようなことがあれば、よりそのエイズ患者を助けるという目的には合致するので、そういうことを私はイメージして、「正しい目的」というような言葉を使ったのですが。

北村委員長

関連？ どうぞ。

参加者

K といいます。

先ほど作田さんの、4通りありまして、真ん中のところに「未達成」と、「正しい目的の達成」と、下のほうですね。どちらが正しいかと言われましたが、ルールというものは、ISOでも言っていますが、文章で大体できていまして、文章は継続的改善で、ISOでは1年おきぐらいで直していく。ですから、継続的改善というのがこの倫理の前提で、その倫理のルールというものが必ず正しいというのは決まっていますから、継続的改善の

中で正しいルールだという、そういう前提のもので、例えばファシズムが世界をというか、ナチ、ヒトラー、そういうものが支配しているという状況で、そのときのルールは正しいかどうかという、継続的改善は絶対ないと思うのですね。

ルールは絶対正しいという考え方が、まずそこから考えなければいけないと思うのですね。奴隷制度のときにルールが正しいかとか、ですからまずルールが本当に正しいかというところから出発点がありまして、それはそれをより正しくさせるものが継続的改善ではないかと。それによって本当にルールが正しいかというのもまた怪しくて、ファシズムのときに本当に継続的改善をすれば正しいかというのもまた問題ですから、現代社会はかなりいいみたいですから、その継続的改善はかなりいけるのではないかと思います。

北村委員長

どうぞ。

作田委員

今のご意見は私もそのとおりだと思います。ルールはやはり継続的によりよいものにしていくというのはそのとおりだと思っています。ただ時々、現場で起こることがらとしては、よりよいやり方が分かっているのに、ルールに照らすと、現状のルールではそれができないことになっていたときに、すぐに手続きをしてちゃんとルールを変えてからやるといふことであればいいのですが、そういう時間的余裕とか、そういうものができないときにどうしようかといったときには、多分ジレンマに陥るのだろうなという気がちょっとします。

北村委員長

今の問題は、どういう縛りで考えるかでまた話は違って来るかなと思いますが、今、作田委員が言われた例は、単純にいうと、非常時の対応手順が何かで、自分はもっといいやり方があると絶対分かっていて、そうやれば安全なのだけれども、ルールからいうと違うことをやれと書いてあるようなときはまさにそういうことになりますよね。

ルールというものをどう考えるかというときに、やはり私自身は、ルールは常にその上位概念というのか、本来何をやりたいのだという、より上のレベルの規範というものがきつとあるのだろうと思うのです。

だから、ルールを文字どおり杓子定規に解釈して、それに違反したらだめだということだけで取らないで、例えばこのルールはより安全を達成するためにあるのだとか、そういうことがあることをセットにして考えないと、個人的な立場からいうと、全部をルールに書くことはできないと私は思っていますので、どっちにしてもそういうある種の人間の最終的な知性による判断みたいなものは入らざるをえない部分は残るのではないかと思います

ほかの観点でご質問、あるいはそろそろ時間なので、パネリストのかたから補足でこれは一言言いたいということがあったら何か。

班目幹事

今の話でちょっと。

北村委員長

どうぞ。

班目幹事

ルールについてもP D C Aを回さなければいけないというのはもっともです。ただ、そればかり強調するとまずい。ルールは無視してもいいという話になりかねない。ルールを守ることの大切さはバランスの問題という以上に重い。ルールは改善すべきものであるから、常に見直し続けなければいけないけれども、その場その場の時点では、やはりルールに従うべきだと思うのです。多くの場合は、そのときにルールに従っても、それで人間がたくさん死ぬとか、大問題になることはほとんどありえない。ルールをもし破るときには、全責任を個人で負うというだけの覚悟は絶対必要です。

ただ、これまで技術者がやりがちだったのは、ルールというものを絶対視し、改善の提案をほとんどしない。その提案はだれかがやってくれると考え、唯々諾々と従うだけだったという辺りが問題です。そこで、改善提案しないというのが倫理にもとっていると私は考えます。まさにおっしゃるとおりです。我々はルールに従ってやっているけれども、ルールはより高度な目的のための一つ的手段にすぎなくて、当然改善があるべきです。そのための発言をし続けていくことこそが倫理だということを、もっと主張していくべきだと思います。

北村委員長

おっしゃるとおりで、その部分が大事で、僕が言ったのはそのもう一歩先で、先生が言われた、どうしても破るのなら全責任を背負う覚悟で破れというのは全くそうだと個人的には思っています。

何を思い出していたかというと、自衛隊が、ミグが領空侵犯してきたときに本当に大変だった。そういうときに現場に、ルールはよりいいものであってほしいけれども、なっていない場合というのはまあある。そのときに、最後の最後は個人の判断にならざるをえない面もあるだろうということを申し上げたつもりです。だから、なすべき日々の営為としては当然ルール改善のほうが優先ですよ。

もともと短い時間なので、制限時間いっぱいになりました。申し訳ございませんけれども、このパネル討論はほんのきっかけづくり・・・。

矢野司会

あと 15 分あります。

北村委員長

うそ、何時まで？

矢野委員

5 時 15 分です。

北村委員長

そうか、ごめん、僕の持っている紙は 5 時になっていたから。ごめんなさい。では、僕は古いバージョンで見ていた。よかった。では、全体が 15 分だから、これを 5 時 5 分で終わりにすればいい？

矢野委員

いえ、5 時 15 分までいいです。

北村委員長

でいいの？

矢野委員

はい。

北村委員長

本当に？

矢野委員

はい。

北村委員長

では、改めて仕切り直します。何なりと議論を展開していただければと思います。おっしゃっていないかた、個人的にお願いですが、せっかくいらっしゃっているのですから、先ほどのスモール・グループではいろいろご発言されたでしょうけれども、ぜひここでも皆さんの肉声を聞かせてください。思いをいろいろな形で共有するなり討論するなりしたほうがいいと思うので、よく考えたら私は発言していなかったなというかた、ぜひお声を挙げていただければ大変うれしいと思います。無理強いするものではないですが、どうぞ。

参加者

Nと申します。

私が常々思っているのは、日本の社会文化というのは、昔から明確に本音と建前の文化社会なのですね。これは今でもそうなのです。欧州では違いますね。それははっきり本音というものを作る社会がある、基盤があるのですね。日本というのは本音と建前が明確に分かれているということがはっきりしています。

この本音を言えて、その本音を理解できる社会といいますか、これが本格的にできれば倫理も向上するという、本音と倫理はつながっているのではないかと。そこをどのように見ていくかということが、これは日本全体が将来にわたって考えるべき一つのポイントではないかと、常々私は思っています。この点、皆さんはどう考えるかですが、一つの提言です。

北村委員長

大事なポイントだろうと思います。本音と建前、よく出る話ですが、皆様のお仕事の場での経験等から何かご発言があれば。

班目幹事

あまりパネラーばかり発言してはいけないのですけれども、どうしても言いたいのですが。

北村委員長

どうぞ。

班目幹事

私も割とこういうことをずっとやっているものですから、いろいろなところでおっしゃるとおりのことを何回も発言しています。ふと振り返って、ところで本音と建前が食い違っているのは何かと考えると、案外少ないのです。例えば、もうけることはいいことだというのは本音であり建前なのです。安全が最優先などというのも、これも本音であって建前なのですよね。

原子力の世界では、一昔前まで原子力は絶対安全だという妙な建前があって、発言しにくかったのは事実です。今はそれを直す努力を一生懸命やっている最中です。

それで、こういうところで本音と建前が乖離していて日本独特の問題を発生しているという実例を、いろいろ教えていただきたいのです。それを寄せ集めると、この日本をよりよくする方向というのが見えてくるような気がするのです。ぜひ調べていただきたいし、案外調べてみるとそうでもないのではないか。このごろはそう思っているということをお伝えしておきます。

北村委員長

今ご発言いただいたかた、できたら具体的に一例を挙げていただけますか。

参加者

長い経験からありました。今パッと出ませんが。

北村委員長

そうですね。今パッと出ませんということで、長い経験というのは、別に揚げ足取りで言うのではなく、最近、もしかしたらちょっと変わってきているのかなと思う節もあるのです。だから、今パッと出ない。昨日悩んでおられたら出るのではないかな。

関連して、「いや、やっぱり本音と建前はえらく乖離しているよ」「私はこんなことで毎日苦労している」というようなお話があればぜひ頂きたいのですが、いかがでしょう。

班目先生が言われた最近減っているというのも、それはそのとおりだと思う一方で、フロアからおっしゃられたように、私もどうもあるような気もしているのです。どう言ったらいいかわからないのですが、いろいろな組織に、そこだけはみんな言うのをやめようねというタブーがあったりしたときには、まず間違いなく本音と建前のギャップが大きくなりますよね。例えば、絶対権力を持つ会長がいて、あの人の言うことはもう絶対だから、話がそこにたどり着いてしまったらもうおしまいと。あるいはスポンサーがすごく強くて、それに対してはだれも何も言えないというような状態であれば、やはり乖離は起こるのではないかと思うのです。

安全に関してはどうなのでしょう。あまりそのようになっていないのかもしれないけれども、いろいろな意味でありえるかと思うのですが、それに関する事例報告でもけっこうです。あと別な感じのご発言でもけっこうですので、どうぞお願いしたいと思います。

参加者

そうですね、言えるかもしれませんが。

よく談合というものが悪いということで新聞などでたたかれますが、そういう反面、談合というのはあったほうが実は中の調整がよくできて、品質としていいものが提供できるといういい面もあると。一概に談合を弾圧していくと、先ほど形骸化という話がありましたが、そのような形ばかりいい格好をしていて、実質よくないということになっているにもかかわらず、それを直せないという状況がけっこう今あると思うのです。

何を言っているかわかりにくいかもしれませんが、例えば国のいろいろな入札に関して、一般競争というものが建前であるのですけれども、要するに、実質でもそういう競争があるということはいいいことなのですが、実際にその競争がどのように行われているかということ、最後はお金の勝負ということで、安いほうが勝つということが多々あると思うのですね。それが品質低下にもつながっていることがあるにもかかわらず、それをなかなか直し

ていけないという、そういう実情があるのではないかという気がしています。

それが倫理とどう関係があるかというところとちょっとややこしいかもしれませんが、そうすると、建前と本音があまり、乖離していないところは多々あると思うのですが、そんなところで、大きな問題としてどんとあって、そこにだれも手をつけられないという状況があると思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょう。

北村委員長

具体的に談合の例が出たわけですが。

班目幹事

私ばかり答えたらまずいかな。

北村委員長

いえ、いいですよ。やってください。

班目幹事

私も談合は絶対だめだとは思わない。しかし私は、もっといい制度があると思うのです。今はある程度の技術力の審査までは許され、あとは自由入札だと思います。それだけの制度では品質を保証できないことも起こりうる。その防止策ができていない。

私は、こういう制度をよく分かっている人がもっと知恵を出さないのが悪いのではないかと思っています。つまり、鶴の一声で談合は一切禁止だと言われ、それでみんな黙りこくっているという状況になっています。しかし鶴の一声を発した政治家たちが現場を知っているとは思えない。

現場をよく知っている人が、「談合だっていいんです」と言っても、これは国民が納得しない。具体的な制度として、このようにやれば本当によくなるというものを提案しないのがいけないのだと思うのです。それは怠慢だと思います。国民はばかではない。きちんとした制度が提案されれば通ると思う。そういうことをもっと真剣に考える人がたくさん出てこない、こういう問題は解決しないのではないのでしょうか。

倫理の問題として言わせていただくと、だからこそ、そういう専門家、そういうことがよく分かっている人間がきちんと発言してくれることこそが望ましい。そうでないと、建前みたいなものに流されてしまって、おかしいことになるという気がします。

北村委員長

今やはり制度は見直して変えていかなければいけないという趣旨のご発言だろうと思いますが、関連して、私も意見を申し上げたいのですが。

日本の場合、談合がある悪の象徴として露見したりしてたたかれてしまうと、それに対

する一切の抗弁は許されなくなってしまうという、「おまえは有罪だから、それへなおれ」「抗弁するなんてもってのほか」というスタイルが日本の社会にはかなりあるように思います。

先ほど言われた本音と建前の乖離ということとは別に、一度社会からある種の烙印を押されてしまうと、当面の間何も言えない状態がある。であれば、談合をもっとよりよい制度にしようと思っても、そんな議論が全くできなくなってしまうという状況もあるのだらうと思います。

したがって、難しいのですが、社会にやはりもうちょっと寛容性。非寛容の度合いが強すぎるかなという思いは個人的にはしています。原子力で言うと、被ばくは幾ら微量でもやったら絶対悪で、そんな企業はもう許可を取り消すべきだという議論が青森県で平気で取りざたされているわけですよね。そのようなときに N 社さんは何も言えなくなってしまう。しょうがないので、I 理事長あたりが極めて刺激的な発言をするというような事実もあったわけですよね。

やはり開かれた討論、かなり過激に見えて自分の意見とは違う討論も受け入れて議論するという場ができないと、倫理の話すらも議論できなくなるのかなという心配が片方であるなと思っています。ちょっとこれは個人的な意見でした。

いかがでしょうか。ほかに、今談合とか制度改革という話あたりはだいが議論が出たのですが、違う観点から組織と個人あるいは学会規程という辺りでご発言をどうぞお願いします。

参加者

T です。

談合についての話ですが、私個人的な考えから言えば、要するに判断の基準であるとか、それからやっていることの内容がまるっきり分からないというところに、ほかからの不信を買っているということがかなりあると思います。だから、その辺が制度的に補完できれば、「談合」という言葉そのものが成立しないような、私はそういう気がします。

それから、本音と建前ですが、要するに、ある目標の立て方というのは、私は Q M S の監査をやっている立場から、うちの会社の中の一つの例なのですけれども、これは議論にもなっていますが、品質目標というものを年間で立てます。そのときに発電所の発電量というのも一つの目標にしています。これは会社として使命的なことなので、それは当然です。もう一つは、安全について、災害ゼロなどそのようなことを品質目標にしています。

ある意味で非常に理想的なことで、それが到達できれば非常にいいことなのですが、残念ながら、立てたはいいけれども何かトラブルを起こす。要するにだれか、関連会社のかたがけがをする。そういったことで目標が何年も達成できないような状況があるのです。

そのときに、目標というのは、実はここの議論で言っている本音と建前から言うと、建前ではないかと。本当の目標の立て方というのは、もっと別のところにあるのではないかと。

今そこをしきりと議論しているのですが、本来やはりもうちょっと高いところの目標とい
いますか、方針があって、それに対して、それを実現するために、どのような手順を年間
やるかを一つの目標に立てて、それが達成できたかできないかという形でその目標の評価
をしたかどうかという、そのような提案も一部あるのです。

そこで、本音というのは具体的にならなければ、なかなか報われないようなものだと思
うのです。それを建前で大きく括ってしまって、絶対的にこれは正当だからということで
やってしまうと、その建前が動かなくなってしまう。要は、建前は動かないもので、本音
というのは案外自由があるのではないかというような気がします。以上です。

北村委員長

ありがとうございます。今のお話を一言で括ると、がちがちの建前のようなものに非常
に依存した物の考え方をするのではなく、むしろ本音に近いものを逆に建前的な形できち
っと制度化していくみたいなことを・・・。

参加者

そうですね、ある意味ではそのようなことのほうが実効性がある。

北村委員長

実効性があるだろうというようなご提案かと思います。ほかにご意見はございませんか。
どうぞフロアのかた。そろそろ時間で立ち去るかたも出ているようですが、いらっしゃる
うちにご発言ください。

参加者

よろしいですか。

北村委員長

どうぞ。

参加者

私はちょっと前に広報をやっていまして、原子力の安全のことに関して広報するときに、
いろいろ先生がたにご迷惑をおかけしています。

安全設備があって、全然安全設備がない設備もありますが。周辺の配水管とか、そうい
う装置がトラブルを起こしたとしても、世の中のかたにはやはりいろいろご批判を頂いて
何かしなければならぬ。こういう倫理の話についても、技術者がどう思う、組織がどう
思うということも当然あるのですが、世の中に説明しろというのがやはり大きな観点にな
るのではないかと私なりに思っています。

北村委員長

世の中に明らかにしていくための一つの参照資料としても、倫理というものはありえるだろうというようなお話ですよ。ありがとうございます。だから、そういう話と本音と建前という話が割と収斂してくるかなという感じではありますね。

ほかにご意見はございませんか。言いたくて遠慮しているかたがいらっしゃるのではないですか。

なければ、一つ、先ほど班目先生のほうから、本音と建前が乖離していて大変になった例があったらぜひ具体的に言ってほしいというご提案がありました。それはこの場でももちろんけっこうですし、ここでは言い難いけれども、実はうちの会社でこんなことがあるのだという話があったら、お寄せいただければ、会社と個人を特定できない形にして勉強の資料にさせていただきたいと思います。

もう一つ、それと関連した話で言うと、「倫理をやっています」「倫理委員会をやっています」と言う割とと言われるのですが、「でも、それって結局きれいごとでしょう？ 現実ってそんなきれいごとで動いてないと私は思う」という言い方を割とされることがあります。

お願いは、そういう企業の中の倫理規程、あるいは個人としての倫理規程を遵守することによって非常にいい問題解決ができたという良好事例があったら、これはこれでぜひ寄せていただきたいと思うのです。きれいごとではなく、私は本当に倫理というのは、ビジネスから言うと損なのだけれどもあえてやるというような、そういう背反したものではないと思っています。だから、ちゃんとそのとおりやってちゃんと社会的にもいいことがあったのだと、ビジネス的にもいいことがあったのだという例があれば。

したがって、建前と本音の乖離の例と、倫理をきっちりフォローして、結果的に、社会的、ビジネス的にもちゃんとプラスになっているという良好事例をぜひご紹介いただければありがたいなと思っています。

そろそろ時間ですが、パネリストのほうで言い足りない人はいますか。フロアでいらっしゃいますか。どうぞ。

参加者

今回は技術者の倫理が焦点かと思うのですが、マスコミとかプレスですね。これも倫理観が必要ではないかと思うのです。ただ何かあった場合に、原子力は将来的に伸ばしていこうというのは国の施策でもありますから、これを何とか全体的にどのように擁護、擁護というおかしなのですが、それをバックアップしていくという姿勢、これもプレス側の倫理観を持ってやっていただくという姿勢が大事なと常々思っているのです。非常に難しいかもしれません。何があってもたたくという姿勢にどうしてもプレスがならざるをえないというポイントがありますので、その辺をうまく報道、プレス側に何かそういう倫理観を持って対応していただきたいというのが、一つ私の今までの所感です。

北村委員長

プレスに関しては班目先生がやっていたものが何かなかったですか。

班目幹事

うちに例えば現役の記者のドクターの学生などいろいろいるから、言うとも長くなるのですが、いいですか。

北村委員長

どうぞ、いいですよ。

班目幹事

この問題は、現役の科学技術の記者なども随分認識している問題です。ただ、案外我々も理解していないし、まして一般の人でも理解していないという問題がたくさんありまして、新聞記者の立場からいくと、どういう場合に記事が取り上げられ大きくなるかというのは、我々とはけっこう違う観点を持っています。

例えば、プレス発表文が何となくそのまま載らないで、ある場合にはものすごく大きくなったり小さくなったりということに対してすごく不満を持っていらっしゃるかたがいらっしゃるかもしれませんが、新聞記者というのは、プレス発表をそのまま流すのであれば、自分たちの存在価値はないと思っています。

彼らは何をやっているかということ、国民を代表して記者会見の場に臨んで、その場で受けた印象が何かを国民に伝えることが仕事だと思っているのですね。したがって、記者会見の場が何かで、いかにも裏がありそうな発言があったりすると、それはやはり大きな印象を受けるので、そういうものを書くというようなことをやります。

それから、やはり彼ら自身も反省しているのですが、ある会社がすっぱ抜くと、他社もどうしても追随しなければいけなくなって、だんだん相乗効果で大きくなるとか、実は記事がどのような形で大きくなるかというメカニズムは、それなりに調べてみると、ある種の論理的な構造があるのですよね。

そういう問題というのも本当はきちんと科学して、みんながそれを納得したうえで、メディア・リテラシーというのですか、メディアからの情報を受ける人間もそれなりの価値判断を持ってメディアからの情報を受け取れるようにもなるべきだし、それがまた逆にメディアの姿勢をいろいろ変えることにもなると思うし、やはりそういうことをきちっと勉強する人間が少なすぎるかなという感じがして、そんなことも私のところなどで始めたりもしていますので、まだ全くの研究途上ですけれども、そのうちもし成果が上がったら紹介させていただきたいと思っています。

北村委員長

ありがとうございました。

それでは、非常に忙しいパネル討論会でしたが、今度は時間だね。

矢野委員

はい、時間です。

北村委員長

ここで終わりにしなければいけないと思いますので、お約束ですけれども、もし言い足りなかったこと、あるいは伝えたいことがあれば、私どものだれかと名刺交換していただいて、倫理委員に情報を送っていただけたら、お許しいただければ倫理委員の中で回覧することは間違いなくやらせていただきます。できる対応もさせていただきますので、遠慮なくそのような措置を取っていただければと思います。

とりあえず、至りませんでしたけれども、大急ぎのパネル討論会をこれでクローズいたします。ありがとうございました。

副委員長挨拶 本研究会閉会にあたって

日本原子力学会 倫理委員会副委員長 大場 恭子

司会の方からのご紹介にもあり
ましたとおり、お腹が大きい私が
壇上に立つなどおこがましく思う
のですが、どうも倫理について語
る女性というのは非常にきついと
思われているらしく（笑）最近、
ちょっとおなかが大きいだけで、
皆さんが非常に和んで話を聞いて
くださる、研修などの講師をして
も意見が活発になるようになって
いることを感じます。ですから、



今回もこういう状況で舞台に立つのもいいのかなと思い、ちょっと最後にお話しさせて
いただきます。

もうすでに、委員長あいさつから事例等々、作田委員のほうからお話しただいている
ことではあるのですが、私としてもう一度皆さんに考えていただきたいのは、なぜ技術倫
理に取り組んでいらっしゃるのかということ。なぜ学会が主催する倫理研究会に参加して
くださったのかということ。それから、なぜ今回のように事例というものを取り上げてい
る研究会に参加したのか、参加した方としてこれからどうしていただきたいかというこ
とです。

まず、「なぜあなたは技術倫理に取り組んでいるのですか？」ということですが、ここに
いらっしゃる方は皆さん技術倫理のことを非常に重要だと思っていらっしゃるからこそ来
てくださったのだと思うのですが、まだまだ倫理というと、自分はちょっと担当になった
からとか、あるいは上司に言われたから、組織でやっているからやらされている感で取り
組んでいらっしゃるかたは非常に多いのですね。

でも、今、企業倫理を非常によくやっているところなどは、往々にして何らかの不祥事
を過去にやっているところですよ。だから、不祥事をやればその企業は、すべてではないに
せよ、倫理を非常にまじめに考えるようになる。

ただ、倫理をまじめに考えるには不祥事を起こさなければいけないかということ、それは
またつらいところですので、まだ不祥事を起こしていない方たちも、失敗から学ぼうとい
うことで、今回、ちょっと申し訳ないですが関西電力さんの例を挙げさせていただきます。

関西電力さんの美浜3号機の事故の調査委員会の報告書で、社内での安全文化のほころ
びがあったということを報告書に書かれています。原子力安全の信頼を著しく損なうもの
であったということをいっているわけです。

つまりこの報告書から何を読み取れるかといえば、安全文化の構築とか信頼回復には倫理の取り組みが必要なのだという美浜の事故から得た関西電力さんの一つのメッセージですね。ぜひ原子力のかたがた、あるいは技術に携わっているかたがたにはこのことを認識していただきたいと思います。

もちろん、そもそも「なぜ信頼が必要か？」ということになるのですが、信頼があるほうが企業として経営がスムーズに行くというのも事実ですが、もう一方、すなわち、原子力学会の倫理規程の中にも「誇り」という言葉を入れていることと同じなのですが、働いているかたにとって信頼されるということ、周りから信頼されると社員が誇りを持って仕事ができるということもすごく大きな事実なのです。

今、周りの見ていて、誇りを持たないで仕事をしている人というのも少なくはないのが残念ながら現状のようです。そういう中で、誇りを持って仕事ができるにはどうすればいいかというのには、信頼回復、信頼を持たれるということが非常に重要で、そのためには倫理の取り組みも一つ大きな意味があるということを知っていただけたらと思います。

そう考えますと、技術倫理の目標というのは、技術者は組織が、技術に関連する問題に対して、安全文化の構築、信頼回復につながるように、そのためにやると言うてはいけないのですが、そういうことにつながるような総合的な解決がきちんとできるような能力というものを向上させるものだとは私は考えています。

そのうえで、2点目ですが、「なぜあなたは学会というところが主催する倫理研究会に参加したのですか？」ということですが。これは今後もぜひ原子力学会の倫理委員会の活動にもご支援いただきたいという部分もあるのでお伝えするところなのです。

「うちの企業、うちの組織はちゃんともう倫理をやっているのだから、何で学会がやるんですか」とよく言われるのですが、いちばん重要なところは、原子力であれば原子力という一つの専門に限った重視しなければいけないことを、その原子力という技術に携わっている研究者なり技術者なりが、所属組織がメーカーであれ、電力であれ、集まって考えられるというところは、やはり学会でしかない。

そういうことを学会としては非常に重視して取り組んでいますので、皆さんの組織でも倫理規程などはお持ちかもしれませんが、それと学会の倫理規程を比べてみたり、一つの限られた専門別による活動を行っているのだと理解していただけたらと思います。

そのうえでも、ここは作田委員のところと重なってしまうのですが、なぜ事例をやらなければいけないのか。そして研究会というものがあるのか。

研修というものを皆さんのご所属の組織でもなさっているかと思うのですが、基本的に倫理のプログラムというときには、必ずトップのコミットメントが必要ですよとか、倫理担当組織が必要ですよというのと並列して倫理に関する教育や研修というものを実践してくださいということが出てきます。

倫理の教育とか研修をしなさいと言うけれども、ではどういうものが適しているのだろうかと考えたときに・・・。

私は、「倫理」とは「行動の科学」であると簡単に説明するのがいちばん好きなのですが、これはオリバー・A・ジョンソンさんの言葉ですが、倫理教育の目的を改めて考えてみると、自らの行動を分析・検討し、さまざまな場面で自分がどのように行動すべきなのかということ的設計できて、それを実行することができる。そうなるようにするために倫理教育を行うべきなのだと思います。

そして、そのようになるにはどうすればいいかというと、分析方法やあるいは設計方法という部分の基礎の部分学ぶということが重要ですし、それを実行できるための応用の部分も必要になってくる。その応用の部分というのが事例と深くかかわってくるのだと思います。

今日も皆さんに事例に取り組んでいただきました。でも、こういう事例を1回ここで取り組んでいただいた、あるいは企業でも何回か取り組んだときに、ただその事例をやっただけで、本当に倫理的な問題に直面したときに、自分たちは倫理的な行動を取れるのか、その実効性が高まったといえるのかということが疑問になると思われます。

倫理の事例というのは、あくまで「こういうときにどうしますか」という、その場面・場面、「このときにはこうしてください」というようなものを伝えるためにやっているわけではないのですね。普段からどういう考え方をすることが必要なのか、どういう視野を持っているべきなのか。その考え方というものを、その事例を通して自分にしみつかせていく、当たり前にしていくために事例検討というものを行っている。このことを認識していただきたいと思います。

そのために、「倫理的」とか「よりよい」という考え方を自分にしみ込ませる、当たり前にするために、原子力学会では倫理規程を「道しるべ」という言葉が班目幹事のほうから出ましたが、その「道しるべ」として作っていますし、作田委員のほうからありました「普遍化可能性テスト」とか「可逆性テスト」とか、あるいは個人の作成したものと、マイケル・デービスさんの「7ステップ・ガイド」というものもありました。さらに、それぞれの企業さんの作られたコンプライアンス・チェック・リストや倫理チェック・リストといったものもあるかと思います。そういうものを使いながら事例に取り組む、あるいはそういうものを参考にしながら考えることで、自然に、どういう考え方をすることが適した行動を導けるのかということが身につくということこそが重要ということを認識してください。

これからも、「今日やったからいいや」ではなく、しみつかせるために、今回発行した事例集なども使っていただきながら、組織であったり、あるいは学会であったり、近くの仲間と、事例に取り組んでいただけたらと思います。

というわけで、倫理もそうですし、原子力という技術の中でもそうですし、こうした研修などを何度もやっていくということもそうなのですが、簡単に言えば、「頑張ってください」と明るいメッセージで最後は締めくくりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

閉会

日本原子力学会 倫理委員 三好 義洋

私だけが原子力と関係ない経済学部出身で倫理委員をやっています。今、大学院で教えているのですが、哲学や宗教とかそういうものと絡めた自分の生きざまみたいなものを日本は教育していないのではないかなという感じを受けています。

今回の倫理に関して、私の立場から言いますと、内部統制がどうなのかだと思います。例えば不正をしたときに、内部監査はどういう観点で摘発できるのか、内部統制はどのように担保されているのかという意味です。こういった倫理研究会に、内部監査や公認会計士などの異分野のかたが来て、原子力というものの倫理を、異分野のプロである彼らから見たときの疑問点を、お互いに話し合うような場ができたなら非常に有効なのではないかなと思っています。皆さんが原子力で固まって、周りの人は全部無理解だと、おれたちだけが仲間なのだという学会であり企業倫理では、あまり発展性がないのかなと思って、大上段に構えながら、今ここで話をしています。

今日は平日にもかかわらず多数ご参加いただきまして本当にありがとうございました。Sさん、随分ご賛同いただきましてありがとうございました。

皆さん、お帰りのときにはアンケートをアンケート袋に入れてください。

それでは、今日はどうもありがとうございました。

アンケート

今後、より良い委員会活動、研究会の開催のために、お手数ですが、アンケートへの御協力を御願い致します。研究会終了後、出口近くにごございます回収ボックスへ御入れて頂くか、近くにあります倫理委員へお渡し下さい。よろしく御願い致します。

【設問1】あなたは日本原子力学会の会員ですか。該当するアルファベットを で囲んで下さい。

- 自身が会員である
- 自身は会員ではないが、所属組織が賛助会員である。
- 自身も所属組織も会員ではない。

【設問2】原子力に関する倫理研究会の情報をどこでお知りになりましたか。該当するアルファベットを で囲んで下さい。はいくつでも結構です。

- 賛助会員への連絡
- 学会のメーリングリスト
- 倫理委員会のホームページ
- 過去にアンケートに回答したことによる学会からの連絡
- 倫理委員からの情報提供（倫理委員名：_____）
- 倫理委員以外からの情報提供（差し支え無ければ知り合いの方のお名前、もしくは関係をご記入下さい）_____）
- その他（_____）

【設問3】今回の研究会に参加された動機は何ですか。該当するアルファベットを で囲んで下さい。はいくつでも結構です。

- （研究会のテーマや内容が）おもしろいから。
- 技術倫理について関心があるから。
- 技術倫理の事例検討について関心があるから。
- 倫理委員会の活動に関心があるから。
- 上司（所属組織）により指示されたから。
- なんとなく
- その他（_____）

【設問4】今回の研究会の内容と研究会の時間配分はいかがでしたか。()内のものから該当するものを で囲まれた上、 の設定のあるところは「適切」以外を選ばれた方のみ、適切と思われる時間をご記入下さい

- 全体の時間について（ 長い ・ 適切 ・ 短い） _____ 日/時間が適切と考える
- 事例検討の時間について（ 長い ・ 適切 ・ 短い） _____ 時間が適切と考える
- 参加者全員によるディスカッションについて（ 長い ・ 適切 ・ 短い） _____ 時間が適切と考える

【設問5】今回の研究会に対する感想をお伺い致します。率直なご意見をお聞かせ下さい。

【設問5-1】講演内容は、ご興味やご期待に添う内容でしたか。ご意見、ご要望などを、ご自由にお書き下さい。

【設問5-2】事例検討は、ご興味やご期待に添う内容でしたか。ご意見、ご要望などを、ご自由にお書き下さい。

【設問5-3】参加者全員によるディスカッションは、ご興味やご期待に添う内容でしたか。ご意見、ご要望などを、ご自由にお書き下さい。

【設問6】倫理研究会ではどのような内容(テーマ)を取り上げるべきだと思いますか。取り上げるべきと思われる項目に をご記入下さい。また、～ については開催スタイルについて、ご回答下さい。

項 目	記入欄
a 技術倫理概要・必要性・内容について	
b 技術倫理概要・日本の教育機関や企業での取り組みについて	
c 技術倫理概要・各国(国内外)の教育機関や企業での取り組みについて	
d 技術系学協会における倫理活動の現状について	
e 倫理プログラムの要素・構築方法について	
f 原子力業界組織(企業等)における倫理・法令遵守へ向けた取り組みの現状について	
g 他業界組織(企業等)における倫理・法令遵守へ向けた取り組みの現状について	
h 海外組織(企業等)における倫理・法令遵守へ向けた取り組みの現状について	
i 企業倫理の規格化について	
j 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility; CSR)について	
k 公益通報者制度(内部告発)について	
l 原子力業界の国内外における良好事例、不適切事例について	
m さまざまな産業における良好事例、不適切事例について	
o その他(具体的に: _____)	
講演会型研究会	
登壇者と会場での意見交換会型研究会	
グループワークなどを伴う参加型研究会	
その他(具体的に: _____)	

【設問7】倫理委員会の活動として、今後、どのようなものに力を入れるべきだと思いますか。優先して力を入れるべきと思われる項目に ，力を入れるべきだと思います項目に ，力を入れる必要がないと思われる項目に × をご記入下さい(いずれでもない場合は、無記入で結構です)。

項 目	記入欄
a 倫理規程の認知・浸透活動	
b 時代や状況に合わせた倫理規程にするための見直し(改訂)	
c 技術倫理の必要性や内容の普及	
d 事例集(教材)の作成	
e 会員(個人・賛助)の倫理意識の調査	
f 賛助(=組織)会員とのCSRを含めた倫理活動に関する連携	
g 研究会の実施	
h ホームページの充実	
i 年会/大会での委員会企画	
j 会員への倫理関連情報の提供	
k 倫理関連事象への意見表明や情報発信	
l 学会内の他の委員会や部会、支部との連携	
m 他産業(学会)との連携	
n その他(具体的に: _____)	

【設問8】普段から感じられていらっしゃる倫理に関する問題や疑問、倫理委員会に対するご意見、ご要望、ご感想などを、自由にお書き下さい。

【設問9】今後、倫理委員会から研究会またはその他のご案内を差し上げてよろしいでしょうか
案内(どちらかに をお付け下さい) 可 不可

ご記入者名: _____

アンケート集計結果

網掛けは回答率が高かったものを示しています。

自由記述欄は順不同です。

【設問1】あなたは日本原子力学会の会員ですか。

- a. (29%) 自身が会員である
- b. (62%) 自身は会員ではないが、所属組織が賛助会員である。
- c. (9%) 自身も所属組織も会員ではない。

【設問2】原子力に関する倫理研究会の情報をどこでお知りになりましたか。

- a. (27%) 賛助会員への連絡
- b. (19%) 学会のメーリングリスト
- c. (4%) 倫理委員会のホームページ
- d. (8%) 過去にアンケートに回答したことによる学会からの連絡
- e. (19%) 倫理委員からの情報提供 (委員会傍聴、小沢委員、鐘ヶ江委員)
- f. (19%) 倫理委員以外からの情報提供 (S氏(4名)、社員)
- g. (4%) その他 (社内掲示板、社長宛に案内)

【設問3】今回の研究会に参加された動機は何ですか。

- a. (6%) (研究会のテーマや内容が) おもしろそうだから。
- b. (24%) 技術倫理について関心があるから。
- c. (18%) 技術倫理の事例検討について関心があるから。
- d. (9%) 倫理委員会の活動に関心があるから。
- e. (32%) 上司(所属組織)により指示されたから。
- f. (0%) なんとなく
- g. (11%) その他 (工学倫理を講義している参考したい。所属機関における技術倫理浸透を担当しているため。友人の強い勧め、倫理委員のリクエスト)

【設問4】今回の研究会の内容と研究会の時間配分、 の設定のあるところは「適切」以外を選ばれた方が、ご記入いただいた適切と思われる時間を示す。

- a. 全体の時間 ({0%} 長い・(85%) 適切・{15%} 短い) 1日(2名)、6時間が適切
- b. 事例検討の時間 ({4%} 長い・{55%} 適切・{41%} 短い) 3(2名)、1時間が適切
- c. 参加者全員によるディスカッション ({0%} 長い・{73%} 適切・{27%} 短い) 1,1.5,2,3,時間が適切

【設問 5】今回の研究会に対する感想。

【設問 5 - 1】講演内容は、ご興味やご期待に添う内容でしたか。

- ◇ 講演らしきものはなかったのでは？、今日は事例研究メインでやったらよかったですと思いました。ホワイトボードも必要
- ◇ 資料を読み上げるだけの講演は不要
- ◇ 興味深かった。
- ◇ もう少し時間をかけてじっくりうかがいたかった。
- ◇ 面白かったです。
- ◇ 原子力学会の倫理委員会の活動状況が良くわかりました。

【設問 5 - 2】事例検討は、ご興味やご期待に添う内容でしたか。

- ◇ 事例紹介より、倫理の本質に関するテーマとして欲しかった。
- ◇ 検討事項の選定がいまひとつ、倫理というテーマであれば、もう少し悩むテーマが良いと思います。
- ◇ 事例設定として、もう少し意見が分かれるものが良いと思います。時間が短いこともありますので、もう少し議論の時間があつた方が良い。
- ◇ 事例に関する回答は、大体どのグループも同じ感じであつた。もっと色々な回答が出る事例の方が良かったかもしれない。
- ◇ もう少し判断に悩む問題がよろしいかと思ひます。
- ◇ 事例検討は有意義であると思うが、今回選定された事例は、あまり悩む要素が少なかった。今後改良されていくことを期待します。
- ◇ もっと悩ましい事例が良かったと思う。STEP、STEP で意見交換をするやり方がいいですね（大場先生の手法）
- ◇ 客観的立場では正論を言えるのも事実であるが、実際の立場になると苦しいかも
- ◇ 事例としてシナリオベースでシーン（場面）を仮定し、その場面、場面で、どうするかを議論するような形とすると、もっと面白いと思う。
- ◇ 事例検討は、責任者がなぜそういう判断をしたかの原因が、読み手にまかされている。
- ◇ 一歩間違えると、いつでも起こりえる事例を学習しておくことは、事故防止につながるための意識づけになると思うので良いと思う。
- ◇ 民間の教育資料（リクルート等）も参考にされたら良い。具体的事例についても豊富にある。
- ◇ 室内の Gr で事例ハンドブックを利用してみたい。
- ◇ 参考になりました。
- ◇ 難しい

【設問 5 - 3】参加者全員によるディスカッションは、ご興味やご期待に添う内容でしたか。

- ◇ ちょっとテーマがわかりにくかった。倫理規程の懸案事項についてのディスカッションがよかったのでは
- ◇ 原子力学会倫理規程の位置づけを具体的に聞いたかったができなかった。(賛助会員に対するしぼり、罰則の有無)
- ◇ 大変参考になりました。
- ◇ もう少し時間をかけても良かったと思います。
- ◇ 色々な意見があって面白かった。
- ◇ 色々な話題についてディスカッションすることは、思わぬ発見がある。
- ◇ 非常に興味深いものでした。もう少し時間をとって、またいくつかのテーマを提示した方が良いと思います。
- ◇ 比較的自由な雰囲気で大変良かった。
- ◇ 全体的には、良いディスカッションが出来ました。

【設問 6】倫理研究会で取り上げるべきと思われる項目。～ については開催スタイルについて

項 目	回答率
a 技術倫理概要:必要性・内容について	7%
b 技術倫理概要:日本の教育機関や企業での取り組みについて	8%
c 技術倫理概要:各国(国内外)の教育機関や企業での取り組みについて	3%
d 技術系学協会における倫理活動の現状について	2%
e 倫理プログラムの要素・構築方法について	5%
f 原子力業界組織(企業等)における倫理・法令遵守へ向けた取り組みの現状について	12%
g 他業界組織(企業等)における倫理・法令遵守へ向けた取り組みの現状について	8%
h 海外組織(企業等)における倫理・法令遵守へ向けた取り組みの現状について	5%
i 企業倫理の規格化について	3%
j 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility; CSR)について	8%
k 公益通報者制度(内部告発)について	5%
l 原子力業界の国内外における良好事例,不適切事例について	18%
m さまざまな産業における良好事例,不適切事例について	14%
o その他(具体的に:産学官の価値観の転換について)	2%
講演会型研究会	29%
登壇者と会場での意見交換会型研究会	24%
グループワークなどを伴う参加型研究会	35%
その他(具体的に:パネルディスカッション、)	12%

【設問 7】倫理委員会の活動として、優先して力を入れるべきと思われる項目に○、力を入れるべきだと思われる項目に△、力を入れる必要がないと思われる項目に×を記入。

項 目			×
a 倫理規程の認知・浸透活動	4%	9%	0
b 時代や状況に合わせた倫理規程にするための見直し(改訂)	0	6%	0
c 技術倫理の必要性や内容の普及	4%	7%	0
d 事例集(教材)の作成	4%	12%	0
e 会員(個人・賛助)の倫理意識の調査	0	6%	0
f 賛助(=組織)会員とのCSRを含めた倫理活動に関する連携	1%	7%	1%
g 研究会の実施	1%	7%	0
h ホームページの充実	0	6%	0
i 年会/大会での委員会企画	0	1%	3%
j 会員への倫理関連情報の提供	0	6%	
k 倫理関連事象への意見表明や情報発信	1%	7%	0
l 学会内の他の委員会や部会、支部との連携	0	0	3%
m 他産業(学会)との連携	0	3%	1%
n その他(具体的に:	0	0	0

【設問 8】普段から感じられていらっしゃる倫理に関する問題や疑問、倫理委員会に対するご意見、ご要望、ご感想など

- ◇ 倫理に関する問題が起こると、そこを強化・改善するにもかかわらず、なぜ、また同じような問題を他社が起こすのだろうか。関係者が思いっきり寝ているのはいかなものか、自分たちも寝るような講演なら、内容を検討すべきではないか
- ◇ 倫理も大切ですが、企業や個人の「価値観」にもテーマを当てて欲しい、どういう価値判断で決断するのか、価値観(正しい)の共有が今こそ大切
- ◇ 経済性追求の行き過ぎから様々な不祥事が発生したことにより、倫理と経済性追求とが合致しないと考え勝ちですが、企業人として利益追求は避けられないし、それが主たる目的ですので両立する倫理観の追求が必要と思います。
- ◇ 倫理と法の関係(倫理を明文化したら罰のない法律)
- ◇ 広く世間に対して啓蒙活動をすべきでは、会社の倫理はTOP次第という気がする。

ありがとうございました。

第6回原子力に関する倫理研究会
2006.7.25

原子力技術と社会： 新しい関係構築へのKey Concept

北村正晴

東北大学名誉教授
未来科学技術共同研究センター客員教授

技術リスクと社会の関係史ー1

- 技術と人間社会の関わりは古くから。
 - 土木・建築
 - 輸送手段としての船舶
 - 採鉱、精錬、冶金、工作技術
- リスクは当然考慮されつつ、開発推進
- 科学の成立以前から技術者集団が成立
 - 職能集団としての権益確保
 - 国家政策との連携

技術リスクと社会の関係史ー2

- 工業化社会・東西対立社会
= 『技術リスクに寛容な社会』が常態。
 - 新技術それ自体への寛容さ
 - 軍事的、経済的メリットの重視
 - 副作用としてのリスクには事後対応
- 批判や警戒が皆無ではなかったが、メリット重視の視点が支配的
- 技術者の多くは過去の社会意識影響下にとどまっていることが問題。

3

技術リスクと社会の関係史ー3

- 変化のきっかけ = 公害問題の顕在化
 - 局所的かつ挙証責任の困難
 - 水俣病、四日市喘息ほか
- 全地球的環境問題の顕在化
 - R. Carsonの警告(1962)
- 技術リスクに関する懸念の増大
 - C.Perrow の指摘(1982, 1999)

4

技術リスクと社会の関係史－ 4

- 現代社会 = リスク社会(U.Beck).
 - リスクの影響範囲拡大(地球的)
 - 加害者と被害者の特定が困難
 - 当初は想定されなかった災害(例:フロン)
 - 科学的合理性vs社会的合理性
 - 市民の関心の高まりと、専門家主導意思決定への不満(異議申し立て)
 - 市民参加型テクノロジーアセスメント他
-

5

さらに……

- 企業の社会的影響力増大
- GE: 2005年度総売り上げ1,571億ドル(約18.5兆円)、世界での従業員数30万人、総資産は7,500億ドル(約77.3兆円)。
- GM: 2005年度総売り上げ1,926億ドル(約22.7兆円)。世界の33カ国で自動車を製造し200カ国で販売、従業員数は32万7千人。
- エクソンモービル社の売り上げ約40兆円
- 企業の寡占化が進行しており、結果として勝ち残り企業の影響力はきわめて大

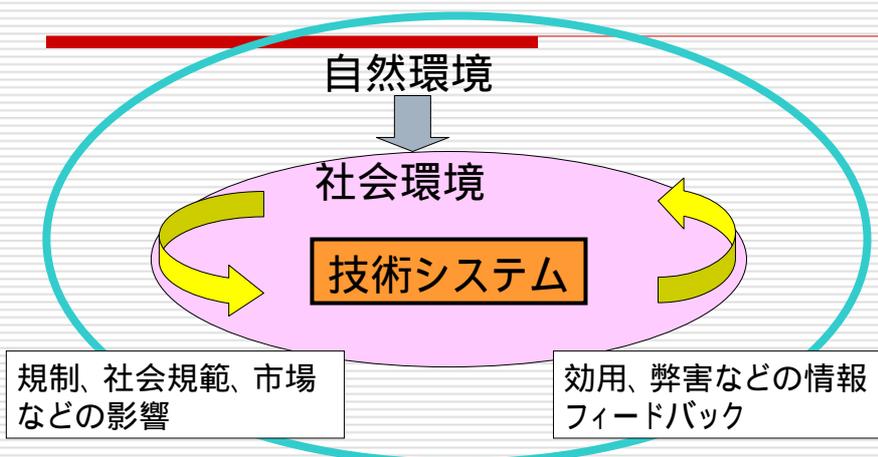
6

技術者集団(企業、行政、学術)

- 倫理規範の明確化とその遵守 = 社会の中で存在を継続できるための要件
- 法律対応だけでは機能不全
- 自律的な営為として、倫理へのコミットメントは不可欠
- 煩瑣な制約と見るのではなく、より質と志の高い技術展開への行動指針
- 原子力学会倫理委員会は他の科学技術系学会に比べても先進的活動を展開中。

7

「技術 社会」相互作用



この過程が技術をどう変容させるのか？

日本原子力学会倫理規程 について

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
日本原子力学会倫理委員会幹事
班目 春樹

なぜこんなにごちゃごちゃと 書かれているのか

行動の手引きの前文 一部抜粋

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

解釈幅の広い規程の問題

米国医師会医学倫理原理：

「医療行為における性的非行は、患者が医師に抱く信頼を裏切り、かつ非倫理的である」

機能せず：自分の行為は愛に基づくもので非行ではない

追加された条文：

「医師 - 患者の関係と同時的に起きる性的な接触は、性的非行を構成する」

11

なぜこんなに改訂を繰り返すのか

行動の手引きの前文
一部抜粋

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

12

日本原子力学会倫理規程第2回改訂

倫理委員全員から要検討項目を集める

約80項目

第2回倫理研究会参加者から要検討項目を集める

約60項目

項目ごとにアンケートにより対応策を決定

10～30項目について

20回実施

公衆審査

第2回倫理研究会
参加者へ回答

3名から意見

アンケートにより対応策を決定

理事会に提案

意見提出者へ回答

13

倫理規程は 誰が守るものなのか

行動の手引きの前文
一部抜粋

本倫理規程は日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。

14







原子力は特殊なのか

日本原子力学会倫理規程 前文

我々日本原子力学会会員は、原子力技術が人類に著しい利益をもたらすだけでなく、大きな災禍をも招く可能性のあることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を抱き、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

21

日本原子力学会倫理規程 前文(続き)

日本原子力学会会員は原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

これらの理念を実践するため、我々日本原子力学会会員は、その心構えと言行の規範をここに制定する。

22

平和利用への限定あたりまえ？

憲章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。

1 - 1. 技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動

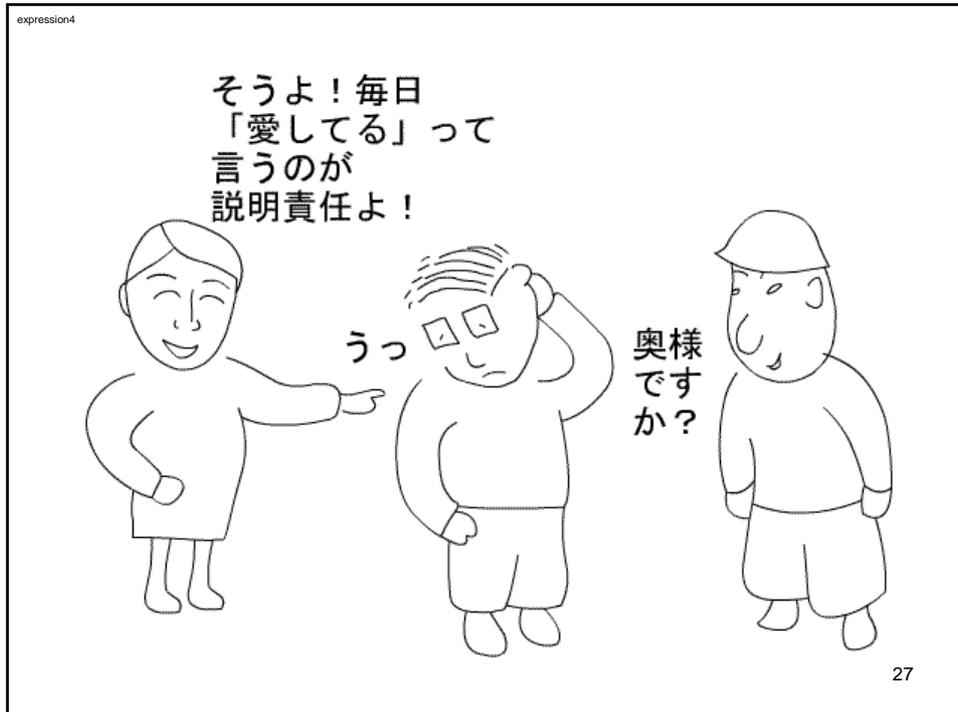
1 - 2. 自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない

1 - 3.

23







安全は分かるけど安心してなに？

憲章

2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて公衆が安心感を得られる社会の信頼を得るよう努力する。
- 2 - 8. 会員は、技術に対する安心が、技術的な安全だけでなく、技術を扱う者に対する信頼感によって醸成されることを、よく理解し、安全の確保に努めるとともに、安心できる社会の構築に貢献する。

28

無知にとどまっていることも 倫理的に問題です！

憲章

3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。

モラルの障害	
利己主義	自己欺瞞
意志薄弱	<u>無知</u>
自分本位	顕微鏡的思考
権威追従	集団思考

29

原子力においては、会員は 「組織の能力」にも目を！

憲章

4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。
- 4 - 3. 会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な監査を受け基準を満たしているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める。

30

倫理規程はどこまで守らなければならないものか？

憲章

5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会的信頼を得るように努める。
- 5 - 3. 会員は、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむを得ない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であってもその情報を開示する等により、公衆の安全の確保を優先させる。

順序も大切

専門家として行動せよ！

憲章

6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。
- 6 - 1. 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努める。
- 6 - 3. 会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、情報収集に努めた上で、それに関連する専門能力により自ら判断する。

32

法とは？ 規範とは？

憲 章

7. 会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しない範囲で、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。
- 7 - 5. 会員は法令・規則等(以下ルール)を誠実に遵守するとともに常にルールの妥当性確認や改定に努め、絶えざる研修等によってルール遵守の精神を維持し、各種ルールの規定内容と職務実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。

33

会員外からの質問で 答えに窮することも！

憲 章

8. 会員は、原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。

学会には原子力技術を止めたい、その勉強のための会員もいるのでは？ この条文はそういう会員に対しある種の「踏み絵」になっていないか？

34

会員外から頂いたご意見

会員の「誇り」に関連して

脱原子力のための知見収集のための会員の存在をどう考えるのか



定款第4条 本会は…原子力の開発発展に寄与することを目的とする
細則第2条 本会に入会するものは、定款第4条に掲げる目的に賛同する者とする



原子力の開発発展を望まない者は退会すべきか？

35



そのような会員(批判論者)を内部に持ってこそ健全

定款等への違反をなし崩しに容認してはならない
ルール遵守と形骸化防止は倫理の根幹である



脱原子力を望む者が入会していることは自然のことと考え、退会を迫ることはしないが、そのような会員増加の努力もしない

委員会意見
= 全員一致ではなく多数決



定款改正の難しさは認識した上で、学会全体としての議論が望まれる

36

おわりに

- 原子力技術者はもっと意思表示しよう
自分の倫理感について語ろう！
自分にとって当たり前でも、誤解されているかも！
説明責任を果たすことこそ大切！
- 原子力は許可された者だけが扱えることを認識
安全には個人も組織も最大限の努力を！
人々を安心させられなくとも信頼は得るように！
- 技術者はもっと勉強しよう
原子力の意義や問題をちゃんと理解しよう！
人に伝えられるレベルを目指そう！
- ルール改正を堂々とやろう
おかしいルールは面倒がらず撤廃の努力を！

37

38

「事例検討」

平成18年 7月25日
東京大学 生産技術研究所



(株)原子力安全システム研究所
作 田 博

本日の内容

- ・技術者の倫理について[15分]
 - 1. プロフェッショナルとして
 - 2. 組織の一員として
 - 3. 社会の一員として
- ・ケース・スタディ[70分]
 - ケース・スタディの進め方(10分)
 - ケース・スタディの実習(60分)
 - ・グループ・ディスカッション
 - ・各グループによる発表および全体ディスカッション
- ・まとめ[25分]
 - 倫理問題への対し方
 - 1. ディスカッション時の視点(例)
 - 2. 倫理問題検討のヒント
 - 3. チェックポイント他

．技術者の倫理について

- 1．プロフェッショナルとして
- 2．組織の一員として
- 3．社会の一員として

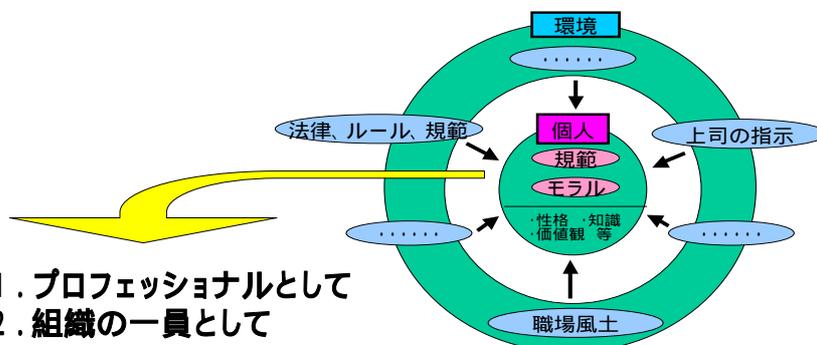
41

個人の行動

◇倫理

個人の倫理、組織の倫理(企業倫理)

経営者の倫理、**技術者の倫理**、一般人の倫理



42

1. プロフェッショナルとして

技術者とは

- ・技術者は、プロフェッショナル
- ・技術者は、その専門性を基盤として社会システムに大きな影響を及ぼしうる仕事を、ある範囲の裁量・自律性を与えられ行っている
- ・技術者は、社会契約上プロフェッショナルとしての倫理を遵守する責務がある

43

1. プロフェッショナルとして

プロフェッショナルとして求められていること

- ・謙虚にかつ虚心坦懐に技術と向き合い、真実に忠実であろうと努力する姿勢を守り続けること[誠実さを求められている]
- ・最新の知識と与えられた情報をもとにして技術的な視点のみから判断し、そのプロセス及び予想される結果について社会に説明する責任(アカウンタビリティ)を果たす
- ・発生する結果についても思いをめぐらす

44

2. 組織の一員として

組織の一員としてのモラル

- ・プロフェッショナルと同時に組織の一員である

組織固有の落とし穴

- ・個人よりも組織を優先させる体質がある
- ・過剰な組織への同調がみられる
- ・集団思考に陥りやすい
- ・個人の役割分担が不明確で、結果として責任の所在も不明確

45

3. 社会の一員として

日本人の行動・思考にみる文化的特性

- ・「公」のルール遵守に対する緊張感の欠如
利害をルールというよりも感情のレベルで処理したり、調整したりする傾向がある
- ・状況受容主義
状況を与えられたものとして受け取り、受け入れる傾向がある
- ・日本人にとっての真理・真実
何が正しく、何が真であるかは、状況によって決まると考える傾向がある

46

・ケース・スタディ

ケース・スタディの進め方

ケース・スタディの実習

・グループ・ディスカッション

・各グループによる発表および全体ディスカッション

47

ケース・スタディの進め方

- グループ別に分かれる(5～6名程度/グループ)
- 事例を読み上げ、内容を理解する
- 与えられた課題に対してグループとして統一した見解を出す
- 各グループから発表する
- 各グループの発表に対し、他グループからの質問や意見を交換する(全体ディスカッション)

48

【事例1】 あるエンブラの難燃剤含有量の削減の問題(1/2)

材料メーカーのA化学は、エンブラ(エンジニアリングプラスチック)の分野では老舗として知られている。ここ数年、新規メーカーの参入が相次ぐエンブラ業界だが、耐衝撃性や光の透過性、耐熱性に優れたA化学の製品は、その中にも依然競争力を保ち続けている。むしろ、家電やパソコン、携帯電話など、エンブラの急速な用途拡大に伴って、ますます同社の技術力が求められるようになってきたともいえるだろう。

だが、いいことづくめというわけでもない。業界の裾野が広がったこと、あるいはA化学のような先発メーカーの償却が進んだことによって、エンブラ価格の低下もまた急激に進行している。ところが、エンブラを製造するための材料の価格は、逆に需要増のため上昇したのも少なくないのである。一例を挙げれば、テレビやアイロン、コネクターなど耐熱性を要求される製品にエンブラが使用され始めたことから、一部用途では難燃性を要求されるようになってきている。この難燃性を上げるために一定の比率で含有させなければならない難燃剤の価格が、供給量不足のために高騰しているのだ。

高耐熱性という製品特徴を備えたA化学だけに、取引先には難燃性を要求する家電メーカーが複数ある。その中でも特に大手といえるのがB電機、C産業、D工業だが、企業秘密のため、A化学のエンブラをどんな用途に使うかは各社とも情報開示していない。要求する難燃剤の含有率は社によってかなり差異があり、これまで個別の話し合いのもとにスペックに反映してきた。しかし、難燃剤の価格が従来の2倍近くにまで高騰してしまった現在、各社の要求に従いつつ利益を確保するのは至難の業になってしまった。

そこで、社内営業会議で議論した結果、難燃剤の含有比率を大手取引先の中で一番低いD工業のスペックに合わせることとなった。他の家電メーカーに含有率削減を通知しないのは言うまでもない。契約違反を犯すこと、あるいは社会通念上決して許されることではないことは重々承知の上であり、会議の事実上の責任者であったA化学エンブラ事業本部長のE氏にとっては、まさに苦渋の決断であった。

49

【事例1】 あるエンブラの難燃剤含有量の削減の問題(2/2)

営業会議から約半年を経過したある日のこと、A化学の取引先の一つであるB電機製のテレビが発火して、住宅が半焼するという事故が起こった。新聞等の報道ではそれほど大きな扱いはなかったが、たまたまこの記事を見つけたE本部長は、一瞬血の気が引くほどの衝撃を受けた。常々、このような事態が起きるのでは…と、内心脅えていたからである。だが記事を読み直してみると、「発火原因を調査中」と書かれているのみ。

つまり、エンブラの難燃剤含有率がB電機のスペックを満たしていないことが原因とは、断定できないわけだ。その後数日間続報を追い、またB電機からの問い合わせがないかどうかにかんがって神経を尖らせていたが、何事もなく過ぎた。幸か不幸か、B電機ではまだ誰も、難燃剤の含有量が契約と相違していることには気づいていないようである。

しかしA化学社内では、それで済まされるものではない。部下からの申し出もあり、E本部長は半年前の営業会議に出席していた社員を緊急招集して極秘会議を開いた。

社員F:「このままで済むとは思えません。スペック違反していたことをB電機に言うべきじゃないんですか」

E本部長:「そんなことをしたらやぶへびだ。原因は特定されていないし、実際難燃剤が原因ではないかもしれない」

社員G:「チラッと聞いたことなんですが、製造部で今回の事故と難燃剤の因果関係を疑っている者がいるようです」

マスコミ等にリークされたりしないでしょうね」

E本部長:「まさかそんなことは…」

結局、会議での結論は出なかった。難燃剤含有量を削減していたことはE本部長どまりで、もともとトップには知らせていなかったから、今さら報告する気にはとてなれない。まして、B電機には…。だが、部下が言っていたように内部告発される可能性もゼロではない。どうすればいいのか。E本部長は、ジレンマの真只中に立たされてしまった。

50

グループ・ディスカッションでの課題

あなたのグループが、もしE本部長の立場に立っていたら、どのような行動をとりますか。
その判断根拠も説明して下さい。

- a. 社内営業会議で難燃剤の含有比率を削減することを決断した時点
- b. 極秘会議で内部告発の可能性を部下から指摘され、ジレンマに陥った時点

51

さあ～、グループ・ディスカッションを始めてください。

52



・まとめ

倫理問題への対し方

1. ディスカッション時の視点(例)
2. 倫理問題検討のヒント
3. チェックポイント他

53



1. ディスカッション時の視点(例)

- E本部長は、経済性優先になっていませんか？(2-4「経済性優先への戒め」)
- E本部長は、契約を尊重していましたか？(7-6「契約に関する注意」)
- E本部長は、社会からの付託を受けていると認識していましたか？(8-3「社会からの付託」)
- E本部長は、組織に不利な情報であっても公開しようとしていましたか？(5-2「情報の公開」)
- E本部長は、守秘義務違反にあるような情報であっても公衆の安全の確保を優先させていましたか？(5-3「守秘義務と情報公開」)

()は、倫理規程の「行動の手引き」を示す。

54

2. 倫理問題検討のヒント

ヒント1: 問題解決のための手順

- 手順1. 何が起きているかを明らかにする
- 手順2. 事実関係を照合する
- 手順3. 関連する事項を確認する
例えば、関連する規則や倫理規程等
- 手順4. 選択肢をリストアップする
- 手順5. 各選択肢について多面的に評価してみる
- 手順6. 一つの選択肢を選定する
- 手順7. 手順1から手順6までを今一度振り返り、
誰かの支援を受けるとか組織の方針を見直すとか、更に努力することで手順6で選定した結論を見直すことができないか検討してみる

[出典: マイケル・デービス氏

「Seven-step Guide to Ethical Decision Making」]

2. 倫理問題検討のヒント

ヒント2: 黄金律 (Golden Rule) の考え方

「すべて人にせられんと思うことは人にもまたそのごとくせよ」

(新約聖書マタイ福音書)

- 手順1: 状況を分析して、可能な選択肢を抽出する
- 手順2: その選択肢の行為の結果を判定する
- 手順3: 自分自身を、選択肢それぞれの結果によって影響を受ける人の立場に置いて、自分がそれらの結果を受け入れられるかを問う

2. 倫理問題検討のヒント

ヒント3: 線引き問題への対応: [決疑論]が参考となる

線引き問題とは: 許容される行為と許容されない行為とをどこで区別するか判っていない問題

決疑論とは: 与えられた事例における行為の適正なモラル評価を、参照点となるような評価のはっきりとした事例と比較して決める手法

肯定的 模範事例	境界線?				否定的 模範事例
C +	C 1	C 2	C 3	C 4	C -

57

2. 倫理問題検討のヒント

ヒント4: 相反問題への対応

相反問題への対応: 一方を全く無視するのではなく、関連する全ての責務を尊重できるような解決を見いだす

相反問題とは: あちらを立てればこちらが立たないという状況、すなわち二律背反の状況を解決するという問題

58

2. 倫理問題検討のヒント

警告: 次のような会話が耳に入ったとき、皆さんは倫理の薄氷を踏んでいますので注意しましょう!

- 「まあ今回一回だけなら」
- 「これは誰にも知れないことだから」
- 「皆がそうしている」
- 「ここだけの話だけど」
- 「これで害を被る者はいない」
- 「この話はなかったことにしよう」



59

3. チェックポイント

1. 事実関係の確認・整理

チェックポイント1 - 1

どのようなジレンマに直面していますか？

- ・ジレンマの構成要素を整理できていますか
- ・論点を具体的に整理できていますか

ジレンマ



チェックポイント1 - 2

関連する規則やルールは何ですか？

- ・このモラル問題について、関連する規則やルール等は存在していますか
- ・また、その具体的内容はどのようなものですか

60

3. チェックポイント

チェックポイント1 - 2 (補足1 / 2)

- ルールは、例外を嫌う:万人への適用を考える
- 人間は、例外を好む:人間はひとりひとり異なる

[例]

ルール:

「高所作業では安全帯はつけなくてはならない」



「つけなくても俺は大丈夫(私は、例外)」

「これくらいの高さでは、みんな、つけてないよ」



おそらく、殆どの場合、大丈夫

恒常化すると、ルールを守る必要性を感じなくなり



ルールが形骸化する

61

3. チェックポイント

チェックポイント1 - 2 (補足2 / 2)

守れるルールを作ることが大切

- 実態にあったものであること
- 具体的で判りやすいものであること
 - 実態をよく知った者の意見を反映すること
- たくさん作らないこと
 - 過去からのルールが積み重なって、本当に重要なことが、できなくなっていないか
 - プラス の付け足しルールを作らないこと
 - ルールの統廃合を検討すること

62

3. チェックポイント

チェックポイント1 - 3

自らの置かれている立場を確認していますか？

- ・この問題に対して、どの様な体制で対応していますか
- ・あなたにはどのような役割及び責任がありますか
- ・上司もしくはモラル問題の相談窓口にご相談したり、支援を求めることはできませんか

63

3. チェックポイント

2. プロフェッショナルとしての責任

チェックポイント2 - 1

事実やデータを尊重し、厳正に記録・管理をしていますか？

- ・事実やデータの取扱いに当たって、改ざんやねつ造・隠匿等を行っていませんか
- ・事実やデータは、正確に記録していますか
- ・得られた記録は、ルール通りに報告・管理していますか

64

3. チェックポイント

チェックポイント2 - 2

積極的に情報を公表していますか？

- ・技術が成立している前提や仮説、検討のプロセス、実験・計算の結果等を過不足なく誠実に公表していますか
- ・結果についてオープンな議論を行っていますか
- ・被害を最小限にとどめるために、関連する不具合情報も公表していますか



3. チェックポイント

チェックポイント2 - 3

専門家として機密やプライバシーに対する
守秘義務があります

- ・契約書に明記されている守秘義務を守っていますか
- ・立場上知り得た機密やプライバシーについて守秘義務を守っていますか

3. チェックポイント

チェックポイント2 - 4

技術者として、社会の期待に応えていますか？

- ・技術者としての判断に徹することができていますか
- ・最低限の安全基準に甘んじるのではなく、起こりうるトラブルを未然に防ぐべく努力していますか
- ・技術の限界を認識し、それを率直に社内外に伝えていますか



67

3. チェックポイント

チェックポイント2 - 5

社会に及ぼす影響を考慮し、責任について検討しましたか？

- ・その影響・リスクは、社会的に許容しうるものですか
- ・「私がやらなくても、誰かがやるのだから」とか、「私は実験しただけで、実際の使用には責任がない」と言って、言い逃れをしていませんか
- ・結果の発生によって責任が生じる場合があることを覚悟していますか

68

3. チェックポイント

3. 組織の一員としてのジレンマ

チェックポイント3 - 1

組織に対し過剰な同調行動をとっていませんか？

- ・必要以上に、組織にのめり込んでいませんか
- ・清濁併せ吞んで、できることは何でもしようとしていませんか



69

原子力安全システム研究所社会システム研究所

3. チェックポイント

チェックポイント3 - 2

集団思考に陥っていませんか？

- ・リーダーは自分の意見をメンバーに押しつけようとしていませんか
- ・時間的プレッシャーを過度に意識していませんか
- ・異質性のあるメンバーが加わるように努力していますか
- ・定められた意思決定の手続きを抜け落ちなく、踏んでいますか



70

原子力安全システム研究所社会システム研究所

3. チェックポイント

4. 社会の一員としてのジレンマ

チェックポイント4 - 1

ルール遵守に対する緊張感が欠如していませんか？

- ・「公」のルールや論理で判断していますか
- ・プライベートな感情や利害を持ち込んでいませんか



71

原子力安全システム研究所社会システム研究所

3. チェックポイント

チェックポイント4 - 2

組織のルールが全てに優先していませんか？

- ・会社の命令であり、誰もがやっているという理由で、法律や社会的なルールに違反することを実行しようとしていませんか
- ・全ては会社人間として、会社に命じられたことを会社のためにやったにすぎないとしても、それについて個人として法律上の責任を問われることを承知していますか



72

原子力安全システム研究所社会システム研究所

3. チェックポイント

チェックポイント4 - 3

状況受容主義に陥っていませんか？

- ・自ら判断することなく、周りの人々の意向や行動等の状況に身を任せようとしていませんか
- ・行動しなければ状況は良くもならないが、現状より悪くなることもないと考え、何もしないで現状維持にとどまろうとしていませんか
- ・自分にとって、あるいは関係者にとって都合の悪い真実を明らかにすることを恐れ、真実は明らかにならない方がよいと考えていませんか

73

3. チェックポイント

チェックポイント4 - 4

一市民としての良識から見て、その判断は正しいですか？

- ・自分が行っていることを、一市民の立場で冷静、かつ客観的に判断して妥当と言えますか
- ・一つのことに熱中しすぎると、周囲のことが見えなくなります。時々、周囲を見渡していますか



74

倫理感の醸成に向けて

- 技術者(プロフェッショナル)としての自己責任

- ・誰に忠誠を誓うのか、明確にしているか(組織ですか?)
- ・納得させる判りやすい説明を行っているか(アカウントビリティ)
- ・悪い習慣を断ち切っている
- ・自分のやったことは、必ずレビューしているか
(上司任せ、部下任せにしない、必ず自分でフォローしているか)

↓
自分を守ることにもつながる

- 自律

- ・潜在的リスクやジレンマの「感受性」と「気付き」が大切

- トップの確固たる方針

- ・どれだけ具体的な方針を示すことができるか

75

ケース・スタディの留意点

- 担当業務に即した、よりリアリティが感じとれる事例で行うと良い。
- ケース・スタディは、倫理問題に直面したときに自らがより良い判断や行動がとれるように、日頃から「自らが考える」シミュレーションを行うことが目的である。
(正解を与えてもらうことではない。)
- 従って、できる限り十分な時間をとり、色々な意見を出し合うことが大切。
(担当講師の意地悪質問は効果的。)
- 職場懇談会やQCサークルのような小集団活動として、継続的に実施することが好ましい。
(もちろん、体系教育に組み込むことは、より良い。)

学会倫理規程と組織の倫理

2006年7月25日

◎株式会社 日立製作所
原子力事業部
小沢 通裕

77

日本原子力学会の倫理規程の役割

規程を「会員の倫理的判断の基準」とは考えず、
「会員の倫理行動を促すガイドライン」と考えている。

(第5回倫理研究会報告書 大場委員報告より)

➡ これらの理念を実践するため、我々日本原子力
学会会員は、その心構えと言行の規範をここに
制定する。 (倫理規程の前文より抜粋)

➡ 本倫理規程は、会員の専門活動における
心構えと行動の規範・・・
・・・専門活動の道しるべ・・・
(行動の手引の前文より抜粋)

78

日本原子力学会の倫理規程と組織の倫理

(29) 倫理規程は個人会員として守るべきものを中心に記述することとしており、対象が組織に限定される条文は避けることにした。ただし、「会員」には賛助会員も含まれるので、組織としてもこの倫理規程を遵守しなければならない…。

(倫理規程改訂見え消し版注記(29):HPより)

79

日本原子力学会の倫理規程と組織の倫理

技術者と組織の係り合い

技術者と言うものは大体企業の中で活動している、あるいは企業でなくても組織の中で活動している。そういうケースが非常に多いわけでご覧になって、特に原子力の場合は典型的にそうである。

(第5回倫理研究会報告書 西原前委員長挨拶より)

80

組織の倫理への取り組み

組織の倫理への取り組み例

1. 企業活動としての社会的責任の自覚
2. 事業活動を通じた社会への貢献
3. 情報開示とコミュニケーション
4. 企業倫理と人権の尊重
5. 環境保全活動の推進
6. 社会貢献活動の推進
7. 働きやすい職場作り
8. ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化

81

組織の倫理への取り組み例

ビジネス倫理ハンドブック



- グループ全社員に配布
- 社内HPに内容掲載

(主な内容)

- ・企業行動基準
- ・社会との関係
- ・品質保証と営業活動
- ・他社の営業機密情報の取扱い
- ・輸出関連法規の遵守
- ・技術者倫理の遵守
- ・購買取引先との関係
- ・調達活動
- ・内部情報の利用とインサイダー取引の防止
- ・誰もが働きやすい職場環境作り
- ・他

82

学会倫理規程と組織の倫理の対比例

組織の倫理意識徹底携帯カードの記載内容対比確認例

<p>1-1</p> <p>3-2</p>	<p>原子力の業務に携わっている皆様へ！</p> <p>所員の自覚と誇りを持って、優れた自主技術・開発を通じ社会に貢献することが日立製作所の基本理念です。 順法第一！ 一人て悩まずすぐ相談</p> <p>「(原子)企業倫理相談窓口」に相談。</p> <p>「当社従業員は、広く内外に知識を求め、見識を高めるとともに、飽えず人格の陶冶に勤め、法と正しい企業倫理に基づき行動する。」 日立製作所企業行動基準/行動指針4より</p> <p>(株)日立製作所 原子力事業部</p>	<p>法と倫理を守ろう</p> <p>10月13日は「基本と正道」の日です。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法に触れることをしていないか？ - 法に触れるか判らないことを曖昧にしていないか？ - 事実を偽ったり、曲げたりしていないか？ - 見て、見ぬふりをしていないか？ - 社会に向かって堂々と説明出来ないことをしていないか？ - 不確かなことを言ったりしていないか？ - 誠心誠意をもって事に当たっているか？ <p>個人で抱えず、明るい職場/風通しのよい組織を作り、皆で解決を図ろう！</p>	<p>学会「行動の手引」番号との対応例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 - 2 2 - 5, 7 - 5, 8 - 1 6 - 1 2 - 6, 5 - 7 8 - 3 4 - 1, 5 - 1 2 - 9 5 - 7
-----------------------	---	--	--

83

最後に

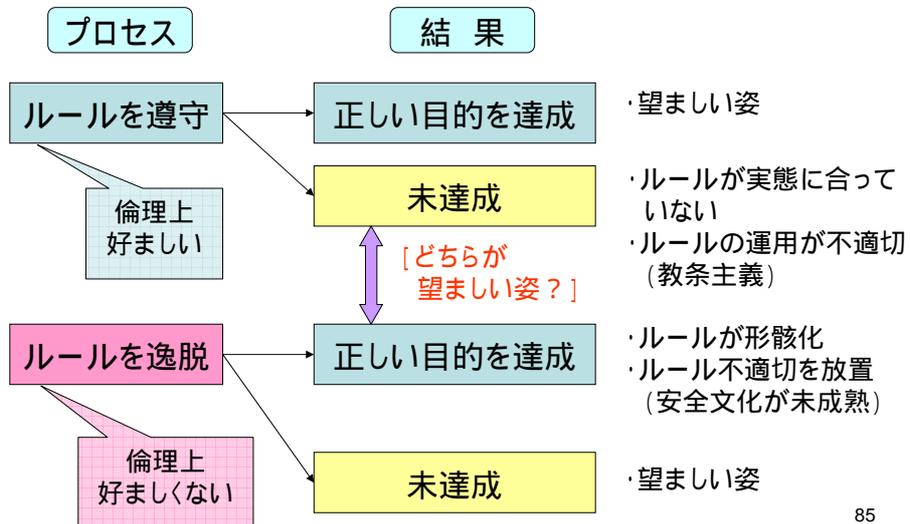
1. 倫理の規程等には失敗の経験が盛り込まれている。
 - ・ 法に触れるか判らないことを曖昧にしていないか？
 - 維持基準など
2. そのため、他の組織の倫理規程は、参考になる。
 - ・ 比較して見ましょう。
 - 先ずは、原子力学会の倫理規程と
3. 状況に応じて判断する訓練も必要。
 - ・ 事例教育
 - グループ討議、自己学習など
- ・ 陥り易い点を事前に自問自答・・・風通しの良い職場を



では、ディスカッションのネタのご参考に

84

ルールと倫理

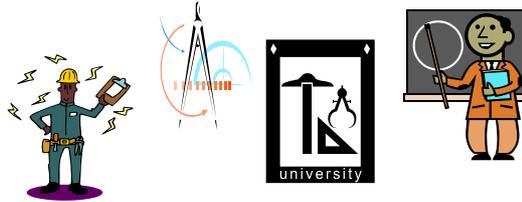


85

86

第6回「原子力に関する倫理研究会」 おわりに

2006年7月25日
於：東大生産技術研究所



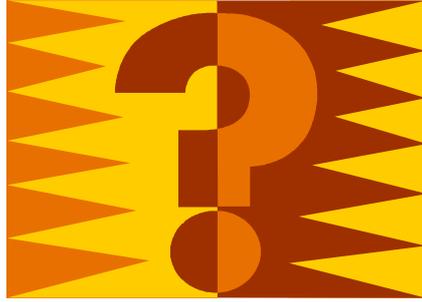
倫理委員会副院長(金沢工業大学科学 技術応用倫理研究所)

大場 恭子



- なぜあなたは技術倫理に取り組んでいるのですか？
- なぜあなたは学会の主催する「倫理研究会」に参加したのですか？
- なぜあなたは事例を中心とした「倫理研究会」に参加したのですか？

88



• **なぜあなたは技術倫理に取り組んでいるのですか？**

◦ **なぜあなたは学会の主催する「倫理研究会」に参加したのですか？**

◦ **なぜあなたは事例を中心とした「倫理研究会」に参加したのですか？**

89

失敗から学ぼう！

原子力安全・保安院 最終報告書

- 直接的原因
 - 事故のあった配管の点検リストからの記載漏れにより、当該配管が減肉していた事実を長年見落としてきた過誤
- 根本原因
 - 各社(関西電力、三菱重工、日本アーム)の不適切な保守管理・品質保証活動
- 背景

社内での「安全文化」の綻びがあったこと

技術基準を独自に解釈して、補修を先送りにするなど、技術基準不適合が常態化。これは安全文化の劣化を具体的に示すもの。



法的・対外的責任に反対する、不適切な外注管理、現場実態を把握・是正できない管理体制は**原子力安全への信頼を著しく損なうもの**

91



安全文化の構築，信頼回復に
「倫理」の取り組みが必要である！

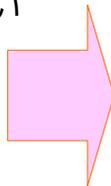
by 関西電力

92

なぜ信頼が必要か？



- ・ 不要な疑いをかけられない
- ・ 話がスムーズに進む
- ・ 自己の保守になる
- ・ ……



経営がスムーズに進む。

**社員が誇りを
持って仕事できる。**

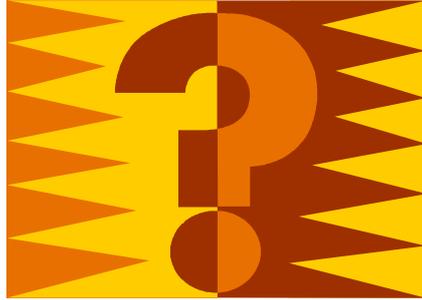
93

技術倫理の目標

技術者や組織が、技術に
関連する問題に対し、安全文化の
構築、信頼回復につながるよう
な、総合的に解決できる能力を
向上させること！



94



なぜあなたは技術倫理に取り組んでいるのですか？

• **なぜあなたは学会の主催する「倫理研究会」に参加したのですか？**

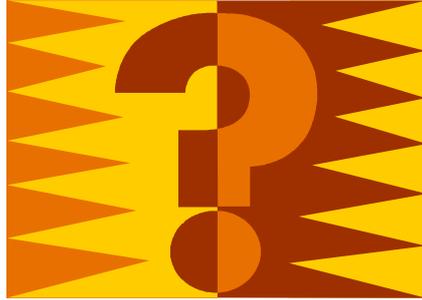
なぜあなたは事例を中心とした「倫理研究会」に参加したのですか？

95

学協会が取り組む必要はあるの？

- 会員の所属するすべての組織が取り組みをしているか？
 - 重視すべき価値を明示しているか。
 - 明示した価値を浸透させる取り組みは、どこまでなされているか。
 - 単なる「倫理」ではなく、技術倫理(技術者に限定される重視すべき価値や倫理)の活動をしているか。
- **各専門別の重視すべき技術倫理(価値)は、どこで検討すべきか。**
- 相談先等の経路は複数確保すべきではないのか。

96

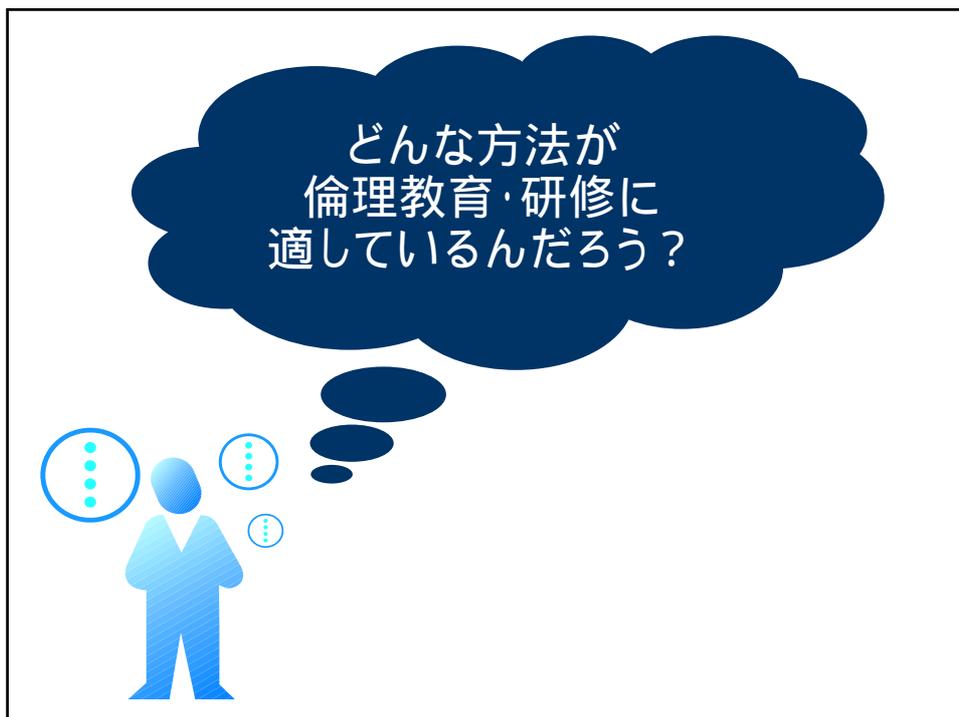


- ・なぜあなたは技術倫理に取り組んでいるのですか？
- ・なぜあなたは学会の主催する「倫理研究会」に参加したのですか？
- ・なぜあなたは**事例を中心とした「倫理研究会」**に参加したのですか？

97

倫理プログラムの持つべき重要要素

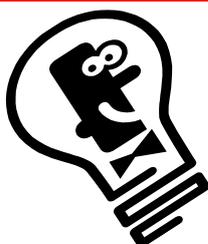
ERC	EOA	BERC
倫理に関するリーダーシップ	トップのコミットメント	倫理綱領の制定
ビジョン、将来構想	倫理担当役員	経営トップおよび管理職の役割とリーダーシップ
明確化された組織の価値	倫理・行動綱領	倫理担当役員、実務責任者の任命と選任部署、委員会の設置・運営
倫理綱領	教育研修	コミュニケーションの推進
倫理担当役員・部署	コミュニケーション	教育・研修の実践
倫理関連タスクフォース	相談・報告システム	相談報告窓口の設置と運営
倫理情報コミュニケーション・ストラテジー	リスク評価・自己点検	モニタリングの定例実践
倫理研修	監督・監査制度	経営倫理と広報
倫理相談報告窓口	捜査機能	
対応システム	予防・是正施策	
倫理関連情報管理	規準(罰則を含む)の適用	
倫理関連の活動とデータの定期的評価	定期的な経営トップへの報告と検討	
	実効性の測定・評価	
	ベンチマーキングとベストプラクティスの共有	
	継続的改善	98



「倫理」とは「行動の科学」である。

Ethics is the science of conduct (Oliver A. Johnson)

倫理教育の目的は「自らの行動を分析・検討し、さまざまな場面でどのように行動すべきかを設計し、それを実行できるようにすること」である。



基礎

目的・理論・動向

応用

事例



今日、一所懸命事例に取り組んだ。
でも、これで、実行性が
高まったといえるの？



事例を用いた研修は・・・

「教育・研修」や事例を用いた研修
の重要性を理解した上で、繰り返し
行うこと！！

➡ (考え方が)しみつく。
当たり前になる。

102

倫理的(より良い)考え方を 当たり前にするために

- みちしるべ
 - 倫理規程
- チェックリスト
 - 普遍化可能性テスト
 - みんながそれをしたらどうなる？
 - 可逆性テスト = 黄金律テスト
 - 自分が影響を受ける立場だったら、どう思う？
 - 組織や個人が作成した、意思決定のためのツール

103



がんばっていきましょう

104



連絡先

大場恭子(OBA, Kyoko)

金沢工業大学

科学技術応用倫理研究所 (東京サテライトオフィス)

〒107-0051 東京都港区赤坂6-8-7

Tel: (03)5545-8197 Fax: (03)5545-8199

E-mail: kyou@neptune.kanazawa-it.ac.jp

105

日本原子力学会倫理規程

2005年11月25日 第477回理事会改訂承認

我々日本原子力学会会員は、原子力技術が人類に著しい利益をもたらすだけでなく、大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を抱き、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

日本原子力学会会員は原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

これらの理念を実践するため、我々日本原子力学会会員は、その心構えと言言の規範をここに制定する。

憲章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて社会の信頼を得るよう努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上を図り、あわせて関係者の専門能力も向上するように努める。
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たし、社会的信頼を得るよう努める。
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。
7. 会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しない範囲で、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。
8. 会員は、原子力業務に従事することに誇りを持ち、その業務の社会的な評価を高めるよう努力する。

行動の手引

本倫理規程は日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。

我々を取り巻く環境は有限であり、かつ人類だけのものでないことから、会員は地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する。

日本原子力学会会員には個人会員（正会員、推薦会員、学生会員）のほか、企業や法人等の組織が対象となる賛助会員がいる。そのため本倫理規程には、個人として守るべきものばかりでなく、組織が守るべきものも含まれている。組織の構成員は組織の利益のみを優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、そうであってはならない。さらに個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできないことを銘記する。また、賛助会員は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

本倫理規程は会員の活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野におけるトラブルに対しても我々会員は一定の責任を有することを自覚する。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させるよう努める。

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することを誓う。

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

なお、1-1. から1-3. は憲章第1条関係、2-1. から2-9. は憲章第2条関係というように、それぞれが憲章の条文と対応しているので、憲章の条文と合わせて読んでいただきたい。

<原子力利用の基本方針>

- 1-1. 原子力の平和利用は、原子力発電に関連するエネルギー分野だけでなく、医療・農業・工業等をはじめ放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっており、本会の専門分野はこれらのすべてと関連してい

る。会員は専門とする技術が人類に恩恵をもたらすとともに災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動する。

<平和利用への限定>

1－2．原子力の利用は平和目的に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。

<核拡散への注意>

1－3．会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。

<諸課題解決への努力>

1－4．人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は容易ではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積む。

<安全確保の努力>

2－1．会員は、原子力技術は、たとえ平和利用であっても、取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

<安全知識・技術の習得>

2－2．会員は、原子力・放射線に関連する事業、研究、諸作業において、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努める。

<効率優先への戒め>

2－3．会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行わない。効率化すなわち進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない。

<経済性優先への戒め>

2－4．会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、目先の経済性を安全性に優先させない。また、資金不足を理由に、安全性の低下した状態を放置しない。

<安全性向上の努力>

2－5．会員は、運転管理する施設の安全性向上に努める。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。なお、原子力に関する諸活動において権限を有する者は、その職責の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を

払う。

<慎重さの要求>

2-6. 会員は、原子力・放射線関連の作業においては、作業中気付いた点を放置せず、また独断を避けて関係者に確認するなど、常に慎重に振る舞う。これまで国内外の原子力施設において作業の完了を急いだり、手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。

<技術成熟の過信への戒め>

2-7. 会員は、原子力技術が成熟したとして安全性を過信しない。原子力開発の歴史はいまだ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。

<安心できる社会の構築>

2-8. 会員は、技術に対する安心が、技術的な安全だけでなく、技術を扱う者に対する信頼感によって醸成されることを、よく理解し、安全の確保に努めるとともに、安心できる社会の構築に貢献する。

<会員の安心への戒め>

2-9. 会員は、安全を確保する努力を過信し、自らが安心してはならない。公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加することによって得られる。

<専門能力>

3-1. ここでいう専門能力とは、原子力に関する技術的能力だけでなく、倫理的行動をとるために必要な能力も含む。また求められる専門能力は、社会とともに変化することを自覚し、常に社会から要請される能力を備えるよう努める。

<新知識の取得>

3-2. 会員は、専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則、日々進歩する学問・技術を学び、自身の専門能力を磨く。古い定型的な知識だけをもって専門家として行動することは慎む。

<経験からの学習と技術の継承>

3-3. 会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努める。

<関係者の専門能力向上>

3-4. 会員は、専門家として自らが研鑽に励むだけではなく、専門能力を有すべき周囲の者、特に自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し、機会を

与えるよう努める。

<正確な知識の獲得と伝達>

3-5. 会員は、常に正確な知識の獲得に努め、その知識を周囲の者に伝える。

<能力向上のための環境整備>

3-6. 会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力を向上できる環境を整備し、維持に努める。

<自己能力の把握>

4-1. 会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。

<所属組織の災害防止>

4-2. 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、必要に応じ構成員の意識改革を図り、また組織を変革するよう努める。

<他の組織による監査>

4-3. 会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な監査を受け基準を満たしているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める。

<公的資格に関する法令遵守>

4-4. 会員は、原子力分野の公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせない。

<公的資格の尊重>

4-5. 会員は、公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。

<正確な情報の取得と確認>

5-1. 会員は、専門家として正しい情報を取得し、その正しさを自ら確認する。特に安全に係る情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があるため、その正確な取得と確認に入念な注意を払う。

<情報の公開>

5-2. 原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。会員は、情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、たとえその情報が自分自身や所属する組織に不利であっても積極的な公開に努める。また、所属する組織が情報公開の手順を定めていない場合は、会員は、適切な公開が可能となるように手順の制定を組織に働きかける。

<守秘義務と情報公開>

5-3. 会員は、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむを得ない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であってもその情報を開示する等により、

公衆の安全の確保を優先させる。

<非公開情報の取り扱い>

5-4. 原子力に係る情報でも、核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はそのことを明示し、公開できない理由を説明する。

<説明責任>

5-5. 会員は、専門の業務において、その目的・方法・成果等について、要求されたならば明快に説明する責任がある。特に専門家でない周囲の者には、相手の立場に立つ姿勢で分かりやすく説明する責任がある。

<社会との調和>

5-6. 会員は、専門知識を説明するときは、一方的な価値観を押し付けることのないよう、他者の意見を傾聴して社会との調和に努める。

<組織の文化>

5-7. 会員は、所属する組織では構成員が倫理に関わる問題を自由に話し合える組織の文化になっているかを見極め、不十分なときは組織・体制も含め組織の文化（風土、雰囲気）を変革するよう努める。

<科学的事実の尊重>

6-1. 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努める。

<科学的事実の普及>

6-2. 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努める。

<自らの判断>

6-3. 会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、情報収集に努めた上で、それに関連する専門能力により自ら判断する。

<誠実な行動>

7-1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として、誠実に業務を実施する。その結果、他の団体又は自らを含む個人に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者の了承を得る。

<報酬等の正当性>

7-2. 会員は、業務にあたりリベート等を受け取らない。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが必要である。

<組織の私的利用>

7-3. 会員は、勤務時間内に本務以外の業務を行うことも含め、所属する組織の

了承・許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵さない。

<利害関係の相反の回避>

7-4. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の恐れのある業務については、雇用者又は依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。

<ルール遵守と形骸化の防止>

7-5. 会員は法令・規則等（以下ルール）を誠実に遵守するとともに常にルールの妥当性確認や改定に努め、絶えざる研修等によってルール遵守の精神を維持し、各種ルールの規定内容と職務実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。

<契約に関する注意>

7-6. 会員は、よき社会人であるためには契約を尊重しなければならないこと、法律に違反する恐れのあるような契約は締結すべきでないことを銘記する。

<指導者の規範>

8-1. 組織の中で指導的立場にある者は、組織内の模範となるよう、業務上の責任と業務にかかる説明責任を十分認識して行動する。また組織内における不正行為・不正行為の見過ごしなどの不作為については、自ら敢然としてこれを防止する。

<専門分野等の研鑽と協調>

8-2. 会員は、専門とする分野について未知の領域の探求などチャレンジ精神を発揮し、自己研鑽に励むとともに、関連する専門分野について理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の精神で臨む。

<社会からの付託>

8-3. 会員は、原子力という技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けている。それは、一般社会との無言の契約が成立していることであり、その契約のもとに、会員に特別の責任・倫理観を求めていることを常に念頭に置き、行動しなければならない。

(社)日本原子力学会 倫理委員会

〒105-0004 東京都港区新橋2 - 3 - 7 新橋第二中ビル3F

Tel: 03-3508-1261 Fax: 03-3581-6128

E-mail: atom@aesj.or.jp

URL: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/index.html>

文責：倫理委員会

企画・編集：倫理委員会

無断で複製、転載することを禁じます。